

報學大西關

行發日二十二月七 號一十二百第 年九和昭

關西大學學報 第二百一十一號

目次

- 身元保證法に就て(五・完)……………(三)
- 教授 西村 信雄
- 米穀價格公定の歸趨……………(四)
- 助教授 赤羽 豊治郎
- 新著、工業政策要論と金融經濟總論……………(六)
- 教授 正井 敬次
- 學内報……………(六)
- 夏期授業日程―語學講習會―専門部第二部生
- 徒補缺募集―教授會―學内人事消息―辭令―
- 専門部第一部就職委員會―雜誌委員會―住所
- 移動―元講師田島博士逝去
- 私の銷夏プログラム……………(一〇)
- 校友欄……………(三)
- 學生欄……………(五)
- 圖書館欄……………(三)

科目

英語科、獨語科(英語科ハ中等學校卒業程度
獨語科ハ初學者ヲ收容ス。)

會期

昭和九年七月十六日(月)ヨリ八月四日(土)マデ

講習時間

午後六時ヨリ同八時マデ

會場

本學天六學舍(京阪天神橋驛東北二丁)

第十二回 夏季 語學講習會 募員集

聽講者

男女ヲ問ハズ入會スルコトヲ得(但シ女子多數ナルトキ
ハ別ニ女子部ヲ置ク。)

講師

英語科 教授 田邊清市氏
講師 小川忠藏氏
獨語科 教授 中村鄧次郎氏

特典

英語科修了者ニシテ修了試験合格者ハ明年四月迄本學
専門部入學試験ノ英語試験ヲ免除ス

▼ 詳細ハ直接又ハ返信料ヲ添ヘ本會ニ照會ノコト

大阪東淀川區長柄中通

關西大學

電話堀川一〇三〇九一〇八

身元保証法に就て (五・完)

教授 西村 信雄

目次

序説

第一節 身元保証契約の有效性

第二節 身元保証契約の法律的性質

第三節 身元保証契約の效力内容

第四節 身元保証責任の發生及び消滅

第一款 身元保証責任の發生

第二款 身元保証責任の消滅

第一 本法施行前 (一)ノ(一) マデ既載)

第二 本法施行後

第四節 身元保証責任の發生及び消滅

第二款 身元保証責任の消滅

第一 本法施行前

二 事情に變更を生じたる場合 (承前)

(一) 身元本人が不正行為を爲し使用者に損害を蒙らしめたるに拘らず、使用者が解雇をなさず依然之を使用せる場合。

判例は、かゝる場合身元保証人は將來に向つて契約を解除し得るものと爲す。その論據は意思解釋である。即ち例へば「身元保証人カ被使用者ノ任務ニ違背スル行為ニ因リテ將來發生スル債務ヲ保證スルハ無償ニテ之ヲ約スルヲ通常トシ身

元保証人其保證ニ依り使用者ヲシテ不慮ノ損失ヲ蒙ルコトナカラシムルヲ趣旨トスルカ故ニ身元保証契約ニ一定ノ期間アルトキト雖モ使用者ニ於テ被使用者ノ背任行為ニ因リ損害ノ生ズルコトアリテ法律上解雇ノ原因發生シタルニ拘ラス解雇スルコトナク依然之ヲ使用スル場合ノ如キハ身元保証人ニ於テハ自己ノ一方ノ意思表示ニ依リ將來ニ向テ身元保証契約ヲ解除スルヲ得ルモノト云ハサルヘカラス何トナレハ身元保証人ハ使用者ニ對シ契約當時ノ事情ニ基キ被使用者ノ信用スルニ足ルコトヲ確保シテ其者ノ背任行為ニ因リ將來發生スヘキ損害ノ賠償ニ付キ保證債務ヲ約シタルモノナレハ苟モ斯ノ如ク事情ノ變更ヲ生シテ既ニ信用ヲ確保スル能ハサルニ至リタルトキハ身元保証人ニ於テ將來ニ向テ解約ヲ爲ストモ空モ之ニ由テ使用者ニ不慮ノ損失ヲ蒙ラシムルモノト云フヘカラサルノミナラス此場合ニ尙其將來發生スヘキ損害ニ付キ保證ノ責ヲ負フトスルカ如キハ當初身元保証契約ヲ締結シタル當事者ノ意思ニ反スルヲ以テナリ」と説ク(註一)。斯ク解約權を認める以上は進んで使用者に通知義務を課し且其義務の懈怠に對する何等かの制裁を案出すべきであると考へられるのであるが、判例は、寧ろ縱令右の如き事由の存する場合に於ても身元保証人が解約を爲さざる限りは——使用者に於て通知を爲したると否と、又、身元保証人に於て了知せると否とを問はず——其の責を免れ得ざるものとするやうである(註二)。

判例の叙上の見解は、本法第三條及び第四條に依つて既に成法化されたのであるが、この際注目すべきは、判例が同様の法理をば身元保証以外の保證契約に付ても適用しつゝあることである(註三)。

(註一) 前掲大判・大正四・一〇・二八・刑錄一六六七頁。

(註二) 東京地・昭和二・三・一四・法律評論一六卷民法一〇五四頁。

京都地・昭和五・五・二六・法律新聞三一三二號一五頁は、「被告等(身元保証人)ハ原告(使用者)ハ右(身元本人)カ昭和三年十月頃集金シタル金員

ヲ費消積領シタルコトヲ當時知リタルニ拘ラズ被告等ニ通知セス又解雇セスシテ引續キ同人ヲ使用シタル爲生シタル昭和三年十月末以後ノ損害ハ身元保證人タル被告等ニ於テ之カ賠償ヲ爲スヘキ義務ナキコト信義ノ原則上當然ナリト抗爭スレトモ斯カル信義ノ原則ヲ認ムルニ由ナキヲ以テ云々」と説き、解約権あることをすら明言してゐない(尙、此の判決に付ては本學報一一九號一八頁參照)。

(註三) 大判・昭和八・四・六(民集一二卷七九一頁)は、賃借人の爲の保證人に關して次の如く説示する、「賃借人ノ爲保證ヲ爲シタル者ハ其ノ賃借人ノ支拂ヲ怠リタル賃料及損害金等カ日時ノ經過ニ因リ増額スルモ之ヲ支拂フヘキ責任ヲ辭スルコトヲ得スト雖モ其ノ保證人カ期間ノ定ナキ保證契約ヲ締結シタル後相當ノ期間ヲ經過シ且賃借人カ履賃料ノ支拂ヲ怠リ將來ニ於テモ誠實ニ其ノ債務ヲ履行スヘキ見込ナキニ拘ラス賃貸人カ依然トシテ賃借人ヲシテ賃貨物ノ使用收益ヲ爲サシメ賃貸借解除明渡等ノ處置ヲ爲ササル場合ニ於テ而モ保證人カ保證責任ノ存續ヲ欲セサルトキト雖尙賃借人ノ債務不履行ニ付保證人ノ責任ヲ免ルルコトヲ得スト爲スハ信義ノ原則ニ反スルモノト謂フヘキヲ以テ斯ノ如キ場合ニハ保證人ハ賃貸人ニ對スル一方の意思表示ニ依リ保證契約ヲ解除スルコトヲ得ルモノト解スルヲ相當トス。」

學説に於ても、多數説は(註二)、或は意思解釋を論據とし(註三)、或は民法第六二八條を類推して(註三)、解約権を認めるのであるが、尙この外に、身元保證責任は將來に向つて當然消滅するものと爲す見解(註四)、及び、場合に依り或は身元保證責任が當然に消滅し或は解約権を發生せしむるものとする見解(註五)が見出される。

(註一) 鳩山博士前掲書五三七頁、磯谷氏前掲書四八九頁、齋藤博士前掲法曹公論三二卷三號三〇頁、吉川氏前掲法曹會雜誌九卷三號六九頁、等。

(註二) 鳩山博士・齋藤博士・各前註所引箇處(但し、齋藤博士は意思解釋以外に「公平にも合する」ことをも論據とせられる)。

(註三) 吉川氏前掲箇處。

(註四) 牧野博士前掲書五二頁、その理由は、「(身元本人)に於て既に解雇を正當ならしむるの背任行爲あらんか、使用者は既に其の者を信任すべき否やを知るに付いて適當の機會を有するに至つたものと言はねばならぬ」からと云ふに在る。戒能氏(前掲法律時報三卷五號八頁)も、身元保證人が身元本人の最初の不正行爲に付き「一旦賠償をすませたら、その際に默示の解約があつたと見るか、更に進んで損害の填補は一度だけであり解約の申入れの必要なくして當然に解除されるものと云ふべきではなからうか」と説かる。末弘博士前掲書六七一頁は、成法上の根據なきことを理由として解約権を否認せらるるが、他面かゝる場合に使用者は解雇を爲すことに因つて將來の損害を防止し得るに拘らず「自ら其防止手段ヲ講ゼズ單ニ引受人ヲ苦シムル目的ヲ以テ其責任ヲ問フハ明カニ善良ノ風俗ニ反スルモノト云フベク、從ヒテ其行爲ハ權利ノ濫用ニシテ引受人之ニ應ズルノ義務ナキモノト云ハザルベカラズ。」とせられる。

(註五) 勝本博士前掲法律時報三卷五號二九頁。即ち「身元本人に身元保證契約當時豫見し得ざりし性能發生し、將來損害を發生せしむる虞あるに至りたるときは」附合、強制、情實的色彩を有する身元保證契約は、事情變更の原則により、當然消滅し、かゝる色彩なき契約に於ては、同じく事情變更の原則により解約権を取得するものとせらるる。但し、同氏が「背任行爲により損害を發生せしめたるときは、もはや解約をなし得ない」と述べて居られるのは既に發生せる損害に對する具體的責任が解約に因つて毫も影響を受けざることを見過せられるものではあるまいか。

三 身元保證人が死亡したる場合

此の場合に、身元保証責任は相續人に依つて承継せらるるか(註一)(註二)。古い判例には之を積極に解したものがあつたけれども(註三)、近時の判例は之を消極に解し身元保証責任は身元保証人の死亡に因つて消滅するものとして居る。その先驅を成したのは大判・昭和二・七・四(民集六卷四三三頁)である。曰く、『本件身元保証契約ニ在リテハ保證人ノ責任ノ範圍ハ特定ノ債務ニ付從タル義務者トシテ負擔スル普通ノ保證債務ト異リ廣汎ナル範圍ニ於テ責任ヲ負ハサルヘカラスニ至ルヘキモノナレハ右契約ハ保證人タル上告人先代ト訴外林嘉藏(身元本人)トノ相互ノ信用ヲ基礎トシテ成立シタルモノニシテ專屬的性質ヲ有スト謂ハサルヘカラス從テ特別ノ事由アラサル限り右契約ハ當事者其ノ人ト終始シ保證人ノ死亡ニ依リ相續開始スルモ其ノ相續人ニ於テ契約上ノ義務ヲ承繼シ保證人トシテ相續開始ノ後被告銀行(使用者)ノ爲ニ生シタル損害ニ付テモ責任ヲ負フモノト解スヘキニ非ス』(註四)。其後の判決も此の理論を踏襲し(註五)、異見を示すものは未だ現れない。

判例が右の如く身元保証責任を以て一身專屬債務なりとする理論的根據は、甚だ薄弱である。無論、身元保証人は定額の主債務の爲の保證人と異り『廣汎ナル範圍ニ於テ責任ヲ負ハサルヘカラスニ至ルヘキモノ』である。しかし、それだからと云つて身元保証の場合のみ特に保證人と被保證人との相互の信用を基礎とし普通の保證の場合には然らずと云ふ結論は出て來ない。また、假に身元保証の場合に於ては特に保證人と被保證人との間の相互の信用が契約締結の重要な動機を成すとしても、その事から直ちに責任の一身專屬性を導き出すことは論理を超越する。蓋し『或債務カ債務者ノ一身ニ專屬スルヤ否ハ債務自體の性質乃至内容カ債務者其人ト分離スヘカラス關係ニ在ルヤ否換言スレハ債務者ノ人格若ハ親族上ノ身分ト切離シテハ存在シ得サル債務又ハ債務者其人ニ非レハ實現スルコトヲ得サルカ如キ給付ヲ目的物體トスル債務ナルヤ否ニ依テ決スヘキモノニシテ保證契約成立ノ原因ニ依テ決スヘキモノニ非ス從テ其保證ヲ爲スニ至リタル理由

カ信用ニ基クトカ或ハ對價ヲ得テ其保證ヲ爲シタルト云フ如キ事情ハ全然度外視セラルヘキモノ』(註六)であるからである。學説には、身元保証責任が保證人の死亡に因つて消滅する論據を意思解釋に求めむとする見解がある(註七)。この見解も附會の批難は免れ難いところであらうが、叙上の結論の法律的根據を求めむとすれば恐らくは意思解釋の外に途がないのではあるまいか。

判例が斯く無理な理論構成を取つてまでも、定額の主債務を保證する普通の保證債務と身元保証責任とを異別に取扱ひ、後者に付てのみ一身專屬性を主張するのは畢竟立法政策的乃至司法政策的な考慮に基くものである。本法出現前に於ける身元保証人の負擔は、責任の存續期間が長期に互る點に於てもまた責任額が幾許の互額に達するや測り難き點に於ても、定額の主債務を保證する普通の保證人の負擔に比し著しく重大であつた。しかも、身元保証人の相續人は身元本人に對して必ずしも先代と同一の情實奮縁關係を有せず、また必ずしも先代と同程度に身元本人を信用する者ではない。素より存續期間の定めなき身元保証に在つては任意解約權が認められて居たのであるから相續人に於て責任の存續を欲せざるときは之を行使することに因つて責任を免れ得る理であるけれども、解約權の行使は一般に困難であるばかりでなく特に相續の場合には先代が身元保証を爲した事實を相續人に於て了知せず使用者より損害賠償の請求を受けて始めて了知すると云ふことも屢々生じ得るのであるから(註八)、解約權を認むる實益は一屬稀薄となる。判例は是等の事情を考慮に入れて政策的な觀點から身元保証責任は相續人をして之を承継せしめざるを適當とすると判斷したに外ならないのであつて、かの一身專屬理論の如きは單にかゝる政策的考慮に基く結論に法律的根據を付するための手段たるに過ぎない。従つて我々は、判例の構成せる一身專屬理論が論理的な正確さを有つか否かと云ふ點よりも、寧ろ、身元保証責任の非相續性が本法施行前に於ける判例法としてほぼ確立してゐたと云ふ現象自體により、大なる興味を有たざるを得ない。

而して、判例は叙上の非相續性の法理を狭義の身元保證のみに特有なるものとせず、其他の所謂「將來債務の保證」に付ても之を適用して居る。即ち例へば運送取扱營業をCに譲渡したBが、CとA運送株式會社との取引より生ずべきCの債務に付き一切支拂の責に任ずべきことを契約した場合(註九)、「被告先代亡(B)カ其ノ生前原告(A)ニ對シ(A)ト訴外(C)トノ間ニ於ケル石油ノ委託販賣取引ニ付キ期間ヲ定メ、シテ、將來(C)ニ於テ負擔スルコトアルベキ債務ニ付連帶保證ヲ約シタル場合」(註一〇)、「(B)ノ先代(C)カ(D)ノ爲メ同人カ被控訴會社(A)火災海上保險株式會社)トノ間ノ(保險)代理店契約上生スヘキ債務ニ付連帶保險ヲ爲シタル場合」(註一一)、等に付ても、定額ノ債務ニ付負擔スル普通ノ保證ト異リ其責任ノ及フ範圍極メテ廣汎」(註一二)なることを強調して保證責任の相續性を否定して居るのである(註一三)。而して他面に於て判例は、或は「夫ノ身元保證契約ニ於ケルカ如ク保證人ノ負擔スヘキ責任ノ範圍廣汎ニシテ保證人ト主タル債務者トノ相互ノ信用ヲ基礎トシテ成立スルモノハ格別本件保證契約ノ如ク主タル債務者(從テ保證人)ノ負擔スヘキ責任ノ範圍ヲ豫メ確定シ得ヘキ場合ニ在リテハ該契約上ノ債務カ相續ニ因リ承繼セラル、モノトスルモ不當ニ相續人ノ利益ヲ害スルコトナキカ故ニ云々」と説き(註一四)、或は又「身元保證ノ如ク其責任ノ範圍如何ニ擴大スルヤ始メヨリ不明ナルモノニアリテハ責任ヲ負フ可キ期間ヲ限ルコト或ハ必要ナルベキモ一定ノ金額ヲ定メ此範圍内ニテ保證責任ヲ負擔スル場合ニ於テハ法律上若クハ合意上特ニ期間ヲ定メナキ以上主タル債務ノ存在スル限り保證責任モ亦繼續ス可キハ保證ノ性質上殆ント當然明白ノ事ニ屬ス」と述べる(註一五)。叙上の諸判例を歸納的に考察すると、所謂「將來債務の保證責任」一般の相續性に關する判例の態度はほゞ次の如くまとめることが出来る。

1 狭義の——即ち被用者の爲めの——身元保證は、被保證人が被用者であると云ふことよりして其他の所謂「將來債務の保證」とは異なる特殊の色彩を帯び

その故に責任の相續性を否定すべき必要が一層強く意識される。しかし、判例は上述に於て見た如く、保證責任の非相續性を狭義の身元保證のみに特有なるものとせず況く其他の所謂「將來債務の保證」に付ても之を認めて居るのであるから、狭義の身元保證のみの具有する特殊の色彩は、相續性の有無を決するに付ての標準とされてゐない(註一六)。

2 判例は、保證人の責任の及ぶ範圍が廣汎なる場合には相續性を否認し、然らざる場合には相續性ありとする。斯く判例が責任範圍の廣汎性を以て相續性の有無を決する殆んど唯一の標準とするのは、畢竟、相續人にまで過重な責任を負擔せしめざらむとする考慮に出づる。従つて判例は責任額が幾許の巨額に上るや測り難い場合にのみ相續性を否定する。保證期間の定めある場合に付ての判例の態度は必ずしも分明でないが、判例が相續性を否定せる事案が殆んど凡て保證期間の定めなき場合であることから考へても、この場合には相續性ありとするのではあるまいか(註一七)。而して、身元保證責任に付き相續性ありとせる例は近時の判例中には見當らないけれども、叙上の如き判例の態度から推論すると身元保證責任に付ても若し責任額に付き相當なる限度の定めあるか又は存續期間に付き相當の制限存する場合には、相續性ありとするのではないかと思はれる。

(註一) この問題は、獨リ身元保證人の死亡の場合のみに限らず、其他例へば隠居・入夫婚姻・入夫の離婚等に因リ家督相續が開始する場合にも生ずる理であるが、従前に於ては主として死亡の場合のみに着眼して論議されてゐる。判例にも、身元保證人に付き死亡以外の原因に因リ家督相續が開始せる場合に關する事案は見當らぬやうである。

(註二) 身元保證人の死亡以前に既に具體的賠償責任が成立して居る場合に其の具體的責任が相續人に依つて承繼せらるることに付ては、恐らく論議の餘地があるまい(同旨、大判・昭和四・四・一三・法律評論一八卷民法九八五頁)。問題は身元保證人の抽象的、基本責任が相續人に移轉するか、否かに在る。

(註三) 前掲、福岡地明治四二年(ワ)第一六八號・法律新聞五七九號一五頁。

曰く、「此債務(身元保證債務)ハ保證契約ト同時ニ其效力ヲ生スルモノニシテ決シテ現實ノ義務ノ發生ヲ俟テ始メテ成立スルモノニアラス且所謂財產權上ノ債務ニ屬スルヲ以テ相續人ニ於テ承繼サルヘキモノナルコト勿論ナリトス」

(註四) 身元保證責任の非相續性を説いたのは本判決を以て嚆矢とするが、本文所掲の理論は、是より先既に、大判・大正一四・五・三〇(法律評論一五卷民法八頁)が身元保證以外の保證責任に關して構成せるところであつて本判決は此の既成理論をそのまま身元保證責任に應用したに過ぎない。

(註五) 大判・昭和二・一〇・四・法律評論一六卷民法一三三二頁、朝鮮高等法院聯合部昭和四・六・四(前掲)、大判・昭和六・四・二二・法律評論二〇卷民法七九四頁、等。

尙、法曹會決議昭和三・四・一二(法曹會雜誌六卷五號一二七頁)は「身元保證ハ保證セラルル者ノ一身ニ着眼シ之ヲ信用シテ爲スモノニシテ身元保證ヲ爲シタル者ノ相續人ハ必スシモ其ノ者ヲ信用スト謂フコトヲ得サルヲ以テ普通ノ保證ト異リ右相續人ハ當然身元保證人ノ義務ヲ承繼スルモノト謂フヘカラス」と述べて上掲判決とほぼ同一の理論を採り、更に同決議昭和七・二・一七(法曹會雜誌一〇卷三號九九頁)は之を裏面より支持して「普通ハ、保證ハ主タル債務者カ其ノ債務ヲ履行セサル場合ニ於テ其ノ履行ヲ爲ス債務ニシテ専ラ債權擔保ノ目的ノ爲ニ在リ身元保證ノ如ク特定ノ人ノ一身ニ着眼シ之ヲ信用シテ爲スモノト其ノ性質ヲ異ニスルカ故ニ一身ニ專屬スル債務ニ非ス」と説いて居る。

而して、判例は本文に引用せるところに依つて明かなやうに、身元保證責任は保證人の死亡に因つて消滅するを原則とするも、特別の事由存する場合に

は相續人に依つて承繼せられる、と云ふ法則を定立してゐるのであるが、如何なる事由を以て「特別ノ事由」と解するの不明瞭でない。前掲大判昭和六四・二二事件に於て、上告人は本件身元保證における身元本人が保證人の「實子ノ婿ニシテ兩人ハ親子ノ關係ヲ有スル」ことを指摘しかゝる特別の關係存する場合に身元保證責任は相續人に依つて承繼せらるべきものであると主張したが、判決は、かゝる關係ありとするも「相續ニ於テ之ヲ承繼スヘキ特別ノ事由アルモノト解セサルヘカラスモノニ非ス」と判示してゐる。

(註六) 大判・昭和六・一一・二四事件(法律新聞三三七六號一二頁)に於ける上告論旨(事案は、銀行との取引より生ずる主債務に付き連帶保證を約した者が、隠居した場合に關する)を而して、この理論は是より先末川博士が前掲大判昭和二・七・四に對する批評に於て明かにされたところである(民法研究一卷一三九頁以下)。

江川英文氏(判例民事法昭和二年度三二八頁以下)は、判例の見解に贊同し身元保證責任の一身專屬性を是認されるのであるが、その理由は必ずしも判例のそれと一致せず、「身元保證を」と云ふ事には保證人が被備者の行爲を常に注意し過の發生を防止すると云ふ事も含まれてゐると見るべきであるから保證人の義務は屬人的のものである」と説き、寧ろ、身元保證責任の内容自體が當初の保證人其人に依つてのみ實現し得る給付を包含することを以て理由とせられるやうに見える。渡邊辰吉氏(前掲、法曹會雜誌一一卷八號二六頁)はこれと同意見である。

(註七) 吉川大二郎氏前掲論文法曹會雜誌九卷三號七二頁・同氏前掲著書八〇頁。

(註八) 例へば前掲大判昭和二・七・四の事件に於て上告人(身元保證人の相續人)は「先代養父市次郎カ係争身元保證契約ヲ爲シタル事實ニ付テハ毫モ之ヲ聞知セス」と主張してゐる(民集六卷四四〇頁參照)。

(註九) 前掲大判・大正一四・五・三〇。

(註一〇) 朝鮮高等法院昭和六・一二・二二・法律評論二二卷民法六八三頁。

(註一一) 札幌控・昭和六・八・一七(法律評論二二卷民法七一頁・法律新聞三三二七號七頁)。本判決が本件契約を以て身元保證なりとせる形跡なきことは既に指摘した通りである(本學報一一八號二三頁註五)。

(註一二) 前註所引判決參照。

(註一三) 尤も此の種の保證責任に關して、反對の見解を示す判例も存する——

朝鮮高等法院昭和四・七・九・法律評論一八卷民法一一二八頁。

(註一四) 東京地・昭和五・九・二九(法律新聞三一八七號七頁・法律評論二〇卷民法四四頁)。本件契約は貸貸借より生ずる債務に付き爲された連帶保證契約である。

最近の判例も亦貸貸借上の債務に關する保證責任を以て相續性ありと爲す即ち、昭和九・一・三〇・民集一三卷一〇三頁以下は、第二審大阪地判決が『貸貸借契約上の債務ニ對スル保證債務ニ於テハ契約當時ニ具體的債務確定シ居ラサルコト論フ俟タサルモ將來發生スルコトアルヘキ保證債務ノ範圍ハ延滞資料支拂義務貸貸借終了ノ場合ニ於ケル家屋明渡義務及之ニ關聯スル債務若クハ重過失ニ因ル貸借家屋ノ滅失ニ對スル損害賠償義務等法律ノ規定ニヨリ豫メ之ヲ豫測シ得ヘク且其ノ具體的債務額ニ付テモ其ノ賃料又ハ賃借家屋ノ價格等ヨリシテ或程度迄ハ之ヲ豫測シ得ヘク全然之カ豫斷ヲ許サル性質ノモノト謂フコトヲ得サルニヨリ之ヲ彼ノ身元保證ノ如ク其ノ責任ノ及フ範圍極メテ廣汎ニシテ一ニ相互ノ信用ヲ基礎トシテ成立スルモノト同一視シテ專屬的性質ヲ有スルモノト斷スルコトヲ得サルヲ以テ云々』と判示せるを維持し、賃借人ノ爲メ其ノ貸貸借ニ因ル債務ヲ保證シタル者ハ通常身元保證ノ如ク信用關係ヲ基礎トシ廣汎ナル範圍ニ於テ責任ヲ負ハサルヘカラサルモ

ノニ、非サルカ故ニ、賃借人ノ義務ヲ以テ身元保證人ノ義務ト同視(中略)スヘキ何等ノ理由ナシ』と説示してゐる。

(註一五) 前掲大判・昭和七・六・一(法律新聞三四四八號八頁)。

(註一六) 勝本博士は身元保證責任の相續性を論ずるに當つても、人的身元保證債務と物的身元保證債務とを區別し、前者に付ては相續性を否定し、後者に付ては(イ)附合契約、強制契約の色彩が強く、且、身元本人と保證人間の特殊の情實關係が契約成立の動機となれるものは相續せられざるも、(ロ)右の如き色彩なきものは相續せられる、と説かれる。判例の態度とは異り寧ろ狹義の身元保證のみの具有する特殊的色彩に重點を置かるものと云へやう。

(註一七) 臺灣高等法院昭和六・一〇・三一・法律評論二二卷民法四一七頁は、『被上告人(B)ノ先代(C)ハ上告人(A)ト訴外(D)トノ鱸魚取引ニ付同訴外人ノ代金債務ニ對シ金三千五百十圓ノ限度ニ於テ、連帶保證ヲ爲シ』たと云ふ場合に關して、『繼續的取引ニ於ケル將來發生スルコトアルヘキ債務ノ保證契約ハ(中略)特別ノ事情ノ存セサル限り、期間又ハ保證額ノ定アルト否トヲ問ハス、保證契約上ノ義務ハ當然保證人ノ一身ニ專屬シテ其人ト終始シ云々』と説示する。大審院のとれる保證責任の一身專屬性の理論を形式論理的に推し進めると當然右の如き結論に到達するのであるが、こゝまで來るとも、早、普通の保證債務と區別して取扱ふべき理由が消滅する。此の判決の如きは、從來の判例の歩める軌道を外れたものと見るべきであらう。

第二 本法施行後

一 本法の規定せる事項

本法は、身元保證責任の存續に關し二重の制限を設けてゐる。その一は契約の效力の存續期間を法定せる點であり、その二は右の存續期間中と雖も一定の要

件の備はる場合には身元保證人に於て解約を爲し得ることとした點である。

(一) 存續期間に關する規定

A 當事者が存續期間を定めざりし場合には「身元保證契約ハ其ノ成立ノ日ヨリ三年間其ノ效力ヲ有ス但シ商工業見習者ノ身元保證契約ニ付テハ之ヲ五年トス」(第一條)。

1 期間の定めなき場合に於ける身元保證責任の存續期間を適當に制限すべき必要は夙に痛感されつゝも、満足すべき方法は遂に案出され得なかつたこと上述に於て見た如くである。本條は存續期間を劃一的に法定することに依つて一擧にこの問題を解決し了つた。素よりかゝる解決の仕方は成法の制定に依つてのみ爲し得るところであつて、判例法の能く爲し得るところではない。この點は、本法第四條第五條等が從來の判例の形成せる結論をば殆んどそのまま若くは多少修正して成法化したに止まると、著しく異なる點であり、従つて本法の立法的意思は存續期間を法定せる點に於て最も大であると云へやう。

本條の立法理由は、身元保證責任を無制限に若くは永年に亘り存續せしむることとは身元保證人に對し苛酷に失し正常なる法律感情に適合しないから、と云ふ點に存する(註一)。素より保證責任の無限的永續性は身元保證のみの獨占するところではない。身元保證以外の保證契約に於ても例へば一定の繼續的取引より生ずる債務に付き期間及び金額を定めずして保證を爲したる場合の如きは、其保證人は身元保證人と同じく屢々長期間に亘り重大な責任を負擔することを餘儀なくされる。然し身元保證に在つては、その具有する特殊性の故に、責任の永續と云ふことが他の場合に比し一層過酷に感ぜられるのである。獨り身元保證に付てのみ存續期間が法定された所以は茲に存するものと考へられる。

本條の立法理由に關しては、三年も人を使つて見れば其者の性能一般を使用者

に於て了知し得べく従つて其者が信頼するに足る者なりや否やを判別し得るからと云ふやうに説明されるのが寧ろ普通のやうである(註二)。この見解は、畢竟、使用者に於て身元本人の性能一般を了知せる以上使用者は専ら自己の責任に於て當該使用關係を繼續すべきや否やを決定すべきであり、従つて其後ひきつゞき身元本人を使用せるがために蒙りたる損害は自ら之を負擔するに至當とすると云ふ考に立脚するものと思はれる。しかし、若し本條が右の如き立法理由に基づくものとするならば、存續期間の起算點は身元保證契約成立の日とすべきではなく寧ろ使用者が被用者を使用し始めた日とすべき筈であり(註三)、また、存續期間の更新を禁止すべきは勿論、更に進むで、既に相當の期間使用されて居る者の爲めに爲す身元保證の如きは(註四)——かゝる場合には當該身元本人の性能一般は使用者に於て既に熟知してゐる筈であるから——始より其效力を生ぜざるものと爲すべき筋合ではあるまいか。

(註一) この點に於て卑見は銀行判例「身元保證に關する諸問題」(同誌一一卷一號四六頁)の見解とほぼ一致する。

(註二) 吉川大二郎氏前掲著書七三頁、及び同處所引衆議院委員會速記録第七回昭和八年二月一五日三頁一松委員說明参照。尙、勝本博士も同様の見解を採らるるやうである(法律時報五卷八號二五—二六頁)。

(註三) 勝本博士(前註所引箇處)も亦是を指摘して居られる。

(註四) 斯かる事例は判例に於ても屢々見受けられる。前に擧げた事例(本學報一二〇號一二頁參照)の外、例へば東京地・昭和九・二・一五(法律新聞三六八五號一四頁)に於ては、判決は身元本人が原告銀行に給仕見習として入社したのは大正三年九月であつて本件身元保證契約が締結されたのは大正十一年春頃であると認定して居る。

2 本條は、商工業見習者の身元保證に付てのみ特に存續期間を延長して五年としてゐる。この立法理由に付き、學者或は「商工業見習者に就ては、業務に對する本人の性能が、三年位では充分に分らぬと云ふ點にあるのであらう」と説く（註一）。かゝる見解が背景に中らぬことは既に前段で述べた通りである。また或は、商工業見習者の如きは損害發生の危險性の乏しいものであるから、と説明する（註二）。この見解は立法理由の一半を説明し得てゐるが、立法理由の積極的方面即ち何故この場合のみ特に存續期間を延長する必要があつたかと云ふ點を説明してゐない。この理由を闡明するには此の種の身元保證の特異性を明かにせねばならぬ。

商工業見習契約は通常、徒弟契約（Lehrvertrag）の名を以て呼ばれる（註三）。中世のギルド組織における徒弟制度（Lehrlingswesen）の後身である。この契約は徒弟が一定の職業に必要な知識技能を主人若くは親方より習得するを主要な目的とする（註四）。しかし、主人・親方の義務は單に知識技能を傳授することに盡きるのではなく、原則として——徒弟は少年期に主人・親方の許に住込むを通例とするが故に——徒弟を養育し日常之を監督し且人格的陶冶を加へる義務をも負擔する。一言にして云へば、主人・親方は徒弟を一人前の商人・工匠・職人等に仕立て上げる義務を負ふのである。右の如き主人・親方の負擔する義務の對價として徒弟は勞務に服する義務を負擔する。しかし徒弟はその當初に於ては當該の職業に付ての知識技能を有せず且多くの場合年少者であり、従つてその供する勞務は初期に於ては主人・親方にとつて質的にも量的にも價値少く後年に至るに従ひその價値を増して來るのである。かくて（イ）徒弟契約關係は當事者の孰れにとつても相當の年限の間繼續することが必要である。（註五）蓋し、此の契約關係が比較的短期間に終了するときは、徒弟となつた目的は達せられず、また主人親

方もその既に爲したる給付に對する充分な補償を受け得ないからである。従つて徒弟契約には存續年限の特約あること——所謂「年季奉公」——を通例とし（註六、且、その約定年限は比較的長年月に亘るを通常とする。（ロ）約定の存續年限（年限の特約なきときは契約の目的を達するに必要な相當年限）の全期間を通じて、當事者双方が誠實熱心にその義務を履行することがこの契約に於てとりわけ重要である。若し當事者のいづれか一方が半途に於て背信の舉に出でたときは契約の目的は大半破壊される（ハ）他面に於て徒弟契約は約定の存續年限若くは相當年限の經過に因り當事者の所期せる目的が達せられ、存在理由を殆んど失ふに至る。通常の雇傭契約に在つては存續期間の定めあることは寧ろ例外に屬し従つて雇傭關係が長年月に互り連續することが多いに反し、徒弟契約に在つては約定年限の満了に因つて終局的に終了するを原則とする。故に、徒弟契約は通常の雇傭契約に比し寧ろ、限時的な契約關係であると云へやう。

而して、徒弟の爲に身元保證を爲す者は、多くの場合、本人に對して父兄其他比較的濃厚なる血縁關係を有し、且、身元保證人自ら本人を代理して徒弟契約を締結し若くは自ら當事者として本人をして徒弟の勞務に服せしむることを契約する場合さへ屢々ある（註七）。身元保證人對本人のかゝる特殊關係と及び徒弟契約自體の特異性とは、相俟つて、徒弟の身元保證契約に他の通常の身元保證とは異なる特殊の色彩を帶有せしめる。即ち、この種の身元保證に在つては、當事者雙方の相互信賴的・溫情的關係は他の場合に比し著しく緊密であり、身元保證人に於ては徒弟がその義務に違背せざるやう、乃至、主人・親方に對し損害を蒙らしめざるやう積極的に盡力すべき責任を負擔する意思を有ち（註八）、また、徒弟契約の約定年限が満了するに至るまではその責任を辭せざる意思を有するを通常とする。一言にして蔽へば、この種の身元保證契約は、より多く前代の人請に近似す

る色彩を帯びるのである。

かく観來るときは、本條の身元保證につき特に存續期間を延長した積極的理由は、若し他の場合と同列に之を三年間とするときはこの種の契約における當事者の通常的意思に替ること大であるから、と云ふ點に存するものと云ねばならぬ。

(註一) 勝本博士法律時報五卷八號二六頁。

(註二) 銀行判例一一卷一號四七頁。

(註三) 法令上の用語は統一されてゐない。民法第六二六條第一項は本法と同じく「商工業見習者」の名稱を用ひ、工場法施行令第四章は「徒弟」の語を用ひて居る。尙、舊民法財産取得編第十二章第二節は此種の契約を「習業契約」と名付け、契約當事者の一方を「師匠又ハ親方」、他方を「習業者」と稱した。

(註四) 工場法施行令二八條一號參照。尙、舊民法財産取得編二六七條一項は「工業人、工匠又ハ商人ハ習業契約ヲ以テ習業者ニ自己ノ職業上ノ知識ト實驗トヲ傳授シ習業者ハ其人ノ勞務ニ助力スルヲ約スルコトヲ得」と規定する。知識技能の傳授を主要目的とせざる契約は徒弟契約とは云へない。従つて所謂「丁稚奉公」「年季奉公」の如きもその凡てが徒弟契約なのではない。大判・昭和七・六・二九(法律新聞三四七號一六頁)も「小店員トシテ雇ハ

ルル當時專ラ給料ヲ目的トスルモノト爾ラスシテ商業ノ見習ヲ目的トスルモノト二種アリ」と爲す。今日に於ては近代的企業型態の普遍化と共に徒弟關係の固有的色彩は次第に薄らぎ通常の雇備關係に移行しつゝあると云へやう。

(註五) 民法第六二六條一項但書の立法理由も、徒弟契約は相當長期に互り存續せしむるにあらずんば契約の目的が達せられないから、と云ふ點に存する。

(註六) 前掲東京控・明治四三・二・一四・最近判例集六卷一三四頁(本學報

一一八號二四頁參看)の事案及び大判・昭和三年(オ)第一一六四號・法律新聞三〇四七號一一頁の事案參照。

(註七) 前註所引判決の事案參照。

(註八) 尤も、前掲大判・昭和三年(オ)第一一六四號は、「年期奉公契約成立ノ場合ニ奉公人タル未成年者カ中途退去シタル場合ニ於テハ豫テ主人ヨリ給與ヲ受ケタル食費並其ノ他ノ費用ヲ賠償スヘキコトハ此ノ種ノ契約一般ノ慣習ニシテ該慣習ハ特ニ裁判所ニ於テ顯著ナリト信ス」との上告論旨に對し、「所論ノ如キ一般ノ慣習存シ且其ノ存在カ裁判上顯著ナル事例ニ屬ストノコトハ之ヲ肯定シ難シ」と答へてゐる。

3 本條に依れば、身元保證責任は契約成立の日より三年間(又は五年間)存續する。即ち、身元保證人は契約成立の日より三年間(又は五年間)内に契約上の責任範圍に屬する事故が発生した場合にはその責に任ずることを要すると共にまた之を以て足るのである。詳言すれば、契約成立前に既に發生したる事故及び右の存續期間經過後に發生せる事故に付ては責任を負ふことを要しないが(註)、右の存續期間中に發生したる事故に付ては縱令其事故又はその結果たる損害が存續期間經過後に發見された場合でも責任を免れ得ないのである。

(註) 嘗て、大判・昭和四・三・二三・法律評論一八卷民法七三二頁は、「既ニ店員トシテ雇ハレ中ノ者ノ爲ニ店主ニ對シ身元保證ヲ約スル場合ニ於テモ或ハ當該契約締結以後右店員カ店主ニ對シテ負擔スヘキ債務ノミニ付保證債務ヲ負擔スル趣旨ナルコトアルヘク或ハ當該契約締結ニ至ル迄ノ間ニ既ニ店主ニ對シテ負擔シ居ル債務ト如上將來生スヘキ債務トヲ併セテ之ニ付キ保證債務ヲ負擔スルコトアルヘクシテ常ニ如上將來ノ債務ニ限リテ之ヲ保證スル趣旨ナリト解スルノ外ナシト云フ法理モ亦實驗則モ俱ニ在ルコト無シ」と判示

した。しかし、本法施行後は當然本文所説の如く解せらるべきである。唯、既に發生して居る損害に付ても責任を負ふべき旨の特約があつた場合に於てその特約が有效なりや否やは、本法第六條の解釋上、疑問の餘地がある。私の考へるところでは、既に發生せる具體的損害に對する具體的責任を約することは身元保證契約とは別個の契約（原則として、定額の主債務に對する通常の保證契約）であり、従つてかゝる特約の部分に付ては本法の適用なきものと解する。

4 本條所定の存續期間満了前に於ても、使用者が身元本人の性質能力等を容易に確知し得べきときは其の確知可能期間經過後は何時にても解約告知を爲し得るものと爲す見解がある（註）。專見が之に賛し得ざるは上來屢々述べたところに依つて明かであらう。

（註） 吉川大二郎氏前掲著書七五頁。

5 尚、本法施行前に成立したる身元保證契約にして存續期間の定なきものは本法施行の日より起算して第一條所定の期間效力を有する（附則第二項但書）。

B 當事者が存續期間を定めた場合には其の期間内契約の效力が存續するを原則とする。但し、この約定期間は「五年ヲ超ユルコトヲ得ズ若シ之ヨリ長キ期間ヲ定メタルトキハ其ノ期間ハ之ヲ五年ニ短縮ス」（第二條第一項）。

1 第一條に於て、期間の約定なき場合における存續期間を法定せる以上、同時に約定の存續期間を制限する規定を設けねばならぬこと見易き道理である。然らば、第一條が法定期間を三年とし第二條が最長存續期間を五年とし異別の取扱を爲したのは何故であるか。學者或は、三年以上の期間を定めた當事者の契約意思の尊重と云ふ點に理由を求める（註）。しかしこの説明は必しも當らない。存續期間の定なき場合の方が、却つて、より、長期間に互り契約の效力を存續せしめむ

とする意思を有するとも云ひ得るからである。要するにこの差別を設けた充分な理由は判明しない。立法論としては、三年か五年か孰れか一方に統一すべきであつたと云はねばならぬ。尚、右の如き差別が存する結果、從來身元保證には存續期間の定めなきを常態としたのが、今後は逆に最長期間の五年を以て約定の存續期間とする場合が多くなるであらうと推察される。

（註） 勝本博士法律時報五卷八號二六頁。

2 第二條が商工業見習者の身元保證に付き第一條の如き特則を設けず一律に取扱つてゐることも活目すべき點である。

3 第二條所定の期間の起算點も亦第一條と同じく身元保證契約成立の日であつて、使用關係成立の日ではない。尚、本法施行前に成立したる契約にして存續期間の定めあるものに付ては「本法施行當時ニ於ケル殘存期間ヲ約定期間トス若シ此ノ期間ガ五年ヲ超ユルコトキハ之ヲ五年ニ短縮ス」（附則第二項但書）。

C 第二條第二項は、存續期間の更新を認めてゐる。

1 この更新を許したことに付ては立法論として反對意見があるけれども（註一）、賛成し難い。蓋し、たとへ更新を禁止しても、契約が終了したる後直に之と同一内容の新契約を締結することに因つて更新したると同一の結果が得られるのであるから（註二）、更新を禁止する以上は、同一の當事者間に於ては同一の身元本人に付き通して何年以上身元保證を約することを得ずとするか、若くは使用者が當該被用者を使用し始めた日より何年間經過したる後に於ては其被用者に付き身元保證を約することを得ず、とでもしなければ、實效がなく、しかも斯くの如きは、勿論、立法政策として行き過ぎであるからである。

（註一） 勝本博士法律時報五卷八號二六一—二七頁。

（註二） 吉川大二郎氏前掲著書六九頁參照。

2 更新は、獨り存続期間の約定ある場合のみならず、この約定なき場合（即ち第一條の適用を受ける場合）にも爲し得るものと解する。更新後の存続期間は當事者の定むるところに依る。但し、「更新ノ時ヨリ五年ヲ超ユルコトヲ得」ない。

3 身元保證人が第三條第一號及第二號所定の事實を知りたる後更新を約した場合には、第四條に依る解約権を自ら拋棄せしめらるべきであらう。

4 存続期間満了の節は當然更新したるものと看做す旨の契約は勿論第六條に依つて無効である。しかし、かゝる更新豫約よりも、一層實際上問題になりさうに思はれるのは、日附欄を空白にせる更新承諾書をほ豫め身元保證人より取り置く方法である。理論上は、かゝる場合には更新承諾書の交付ありたる時に更新が爲されたものと見るべきであるが、事實問題としては困難な争點を形成するであらう。

(二) 解約権に關する規定

A 解約権の成立要件

本法第四條は（一）身元保證人が使用者より第三條の通知を受けたとき、及び（二）身元保證人自ら第三條第一條又は第二號の事實を知つたときは、解約を爲し得るものと定めてゐる。本條に依つて解約を爲し得るためには、無論、第一前提として第三條第一號又は第二號に該當する事實が客觀的に存在することを要する。第三條の規定に付ては既に論究した（本學報一二〇號四頁以下参照）。

B 解約権の消滅原因

この點に付ては本法は何等規定を設けてゐない。本法原案には、身元保證人が使用者から第三條の通知を受けた場合に即時解約の申入を爲さざるときは解約の權利を失ふ旨の規定が置かれてゐたのであるが、貴族院で削除された。今後、屢々問題となり得べき點は、身元保證人が解約権を拋棄したか否かの事實的争點であらう。

C 立法理由

本條の立法趣旨は、契約の基礎を成したる諸事情に著しき變更を生じた場合に身元保證人の意思を問はずして責任負擔を強ひることは適當でないから、と云ふに在る。別言すれば、かゝる事情の變更を生じた場合に身元保證人をして引きつゞき責任を負擔すべきや否やの考慮を爲す機會を得せしめむとするのが、本條の目的である。

二 本法に規定なき事項

身元保證責任の消滅原因となるや否やが問題となり得る事項にして本法に規定なきものが若干ある。（一）身元保證人の死亡、（二）使用者の死亡、（三）使用者たる會社の合併、（四）使用者の營業讓渡、等はである。是等の事項に付ての詳論は他日の機會に譲り、此處では、唯、（一）の問題のみにつき簡単に意見を述べざるに止めたい。

本法施行前の判例が、身元保證責任を以て身元保證人の一身に專屬するものとし従つて其の死亡に因つて當然に消滅するものとせること、及びかゝる理論が、畢竟、相續人にまで苛重な責任を負擔せしめざらむとする考慮に基づくものなること、既に論じた通りである。本法は、責任の存続に關しても又責任額に關してもそれぞれ適當な制限を設けた。今や、相續人に不當に苛重な責任を負擔せしむる處は著しく、減少したと云へる。かくて、身元保證責任の相續性を否定すべき必要は、最早殆んど消失したと云ひ得るであらう。従つて卑見は、反對の特約なきかぎり、身元保證責任は當然に相續人に依つて承繼されるものと解する。判例は今後この問題につき如何なる態度を取るであらうか。興味深き事と云はねばならぬ。

米穀價格公定の歸趨

助教 赤羽 豊治 郎

(一)

元來價格は自由競争と私有財産を基調とする資本主義經濟に於ては需給の競合により齎らされる結果であり、その高低は需要並びに供給側に發生する諸變化に對應して決せられる。又、その成立を前提として新たな需給が整調されるもする。この關係は所謂經濟の自然運動のそれであつて、決して意思經濟の範疇を以て律せらるべくもない。従ひて財貨は需給の依存關係により一定の價格をもつのである。これを自生的價格といわう。ところが、これを國家權力を以てその成立及び變動に何らかの變化を期待するとなれば既に意思經濟の領域に入ることになる。これを價格の統制といひ、その成果を統制價格といふのであつて、わが米穀統制法下に於ける米價もその一種であらう。

(一) 價格統制の理由 現下の最重要問題たる米價の下落が刻々農家經濟を壓迫しその没落への歩みを早めてゐるかを顧みるならば、如何にその吊上の緊切なるかは論を俟たないであらう。それ許りではない。間接的に、米價の下落による農夫の購買力の減少は惹ひて商工業に反影し、結局貨銀の下落となり一般勞働者階級の日常生活の緊切的欲望の充足を不可能ならしめよう。

(二) 價格統制の範圍 自生價格を如何なる程度まで意思統制の範圍に置くかの問題である。これは價格のよつて立つ成立條件の統制と價格の規整的職分の統制に分觀しなければならぬ。前者は主として價格統制の對象となる財貨の供

給側の整調を意味する。現在進行しつつある農業恐慌の直接原因は昭和五年度に於ける異常なる豐作である。これがその他の諸原因を併合して米價を壓迫したわけである。先づ米價統制の努力は供給數量の調節に指向され、米穀の買上、或は米穀作付減反案、籾貯藏或は米穀移入調節等がその典型的施設といへよう。尤も、わが米穀法の初期の目的も數量調節による米價の間接統制にあつた。進みて價格の規整的職分に關する統制となる順序であるが、米穀法第二、三次の改正はかゝる統制の前期的部分に屬し、現行米穀統制法はその後期的本質的部分に該當するのである。價格の公定は統制對象となる商品の最高並びに最低價格の公定を意味する。最高價格の公定は物價暴騰時に於ける社會政策的色彩を多分に含有するが、最低價格のそれは不況時に於ける生産者保護の特性をもつものといへよう。特に、最後のものに至つては強靱なる補強工作が必要とされ、數量調節に關する諸々の施設が擧げられよう。又、最高價格の公定は統制史上頗る重要な地位を有するものであり、嘗て世界大戰當時獨逸に於て、農産物の最高價格の決定に就き華々しき論戰が行はれ農産物はヘルマンの所謂地代價格（ゲルマニッシュ・アース・プレイス）を標準として決定すべきや否やに就て争はれた次第である。この法則によれば價格は最高生産費によつて定まる。當時ステゲルワルト Segewald はこの類は平均生産者をして不當に高價を獲得せしむると同時に一般民衆の生活不安を伴ふとして反對したといふ。(Terhulle, F., Freie und gebundene Preisbildung? Jan. 1920, S. 71) 従ひて、最高價格は生産費に即せず生計費に基準を置くべきを理想とする。わが米穀統制法はこの趣旨を採擇しその施行令に於いて最高價格は家計費を織込みたる所謂家計米價指數と物價指數との關係より算出したる價格(物價參酌値)により農林大臣これを定むものとされてゐる。(米穀統制法施行令三條) この物價參酌値は昭和六年の米穀法に於ける率勢米價とほぼ同じ性質を帯ぶるものである。異なるは後者の運用がその上値下値それぞれ二割に限られてゐたに反し、こゝでは大體スライデン

グスケエル・システムをとるため農林大臣の自由なる裁量が許容されてゐる。また家計米價といふは「白米一石當り價格を玄米一石當り價格に換算して、これを定め」、この白米一石當り價格は毎年調査したる各世帯の家計費により算定する平均家計費用の米代と平均家計費中の副食物費、嗜好品費、交際費、修養費、娯樂費、旅行費及び貯金額の合計額に特に定めた割合を乗じたる額との合計額を平均一世帯當り白米消費量をもつて除して算出する。(同六條)

これに反し、最低價格の公定は大體生産者保護に傾くため生産費を基礎とすべきは論なきところであるから、當該年度産米米穀の生産費に運賃諸掛りを加へたる額米價格指數と物價指數との關係より算出したる價格に基くものとした。(同二條二項) 米穀生産費とは毎年調査したる各農家の玄米一石當り生産費を平均して算出する。(同四條) かゝる建前を以て昨年十月廿五日暫定的に米價の最高價格を三十圓五十錢、最低價格を二十二圓七十錢に決定し、再び後者を二十三圓三十錢に改めた。若し米價が前者を上走るときは政府はその貯藏米を賣出し、後者を割る時は米穀資金の限度に於て無限に買入れ變動の振幅を七圓二十錢の範圍に追込むことにした。(米穀統制法三條)

(三) 價格統制の效果 最後は價格統制の效果如何をみよう。これは積極的には當該商品の需給の無政府的狀態に一定の標準價格を示すことになるが故にそれ丈け生産者に對しても、消費者に對しても共に、かれらをして假令著しき景氣變動の渦中に於てすら確定せる經濟計劃を實行せしむることになる。併し、問題は標準價格の維持が、(現行の米價決定も結局標準價格のそれに過ぎない) いつ迄また如何なる程度に於て保たれるかに存してゐる。即ちその繼續性と濃薄の度合により定まる。それらは共に價格統制の補強工作の如何によるものといへる。テルハルレの如きも、最高價格の公定は一々この成否に繋がるのみである。

(S.78) 最低價格に就ても事情は等しい。貯藏施設、買上資金の如何は自らその

度合と期間を決定するであらう。

——昭和九年六月二十三日夜——

三 師弟の情義 三

——學報一一七・八號シユムベエタアの項參看——

凡そ師弟の情義は師のその學徒に對する友愛的教導と後者の師説への絶對的信賴に依存するものといへる。特に、師の最大の喜びは専ら弟子の業績の如何に繋がるかといふも過言ではなからう。われらはその好例をウイザアとシユムベエタアとの間にみることが出来る。嘗て、ウイザアが岩崎教授に語られたる「シユムベエタアは懸値なしに、現在の獨壞經濟學界に於て稀にみる偉材」との言葉はこの事情を單的に道破せるものといへよう。(岩崎卯一氏『社會學の人と文獻』五三九頁) この老師が愛弟子に對する信賴はシユ氏が齡二十五歳前後を以て、生時に於いて既にクラシックとなつた書(ワインベルガ)を書いたことに起因する許りではない。クロオネ問題で衆議紛々たるシユ氏の身邊を辯護せる老教授のこの心境こそ熱烈なる愛國心と情厚き人間としてのシユムベエタアの眞骨頂を熟知せるためであらう。文獻的に、ザアリンがその『理論經濟學の本質及び内容』に於けるシユ氏を師と崇ふ人間とみたるは、かれがワラスの均衡理論に限界效用説の深き連結を試みたことを指したるものかも知れぬ。また、忠實なる研究者として、シユムベエタアの關心は恐らく經濟動態の簡明のみに向けられたものと思われるが、維納學派への強き執着と報恩の念とはかれをしてその體系を兩分せしめたものであらう。(一九三四・四・一二・赤羽)

工業政策要論(磯部教授著)

金融經濟總論(森川助教著)

正井敬次

この春以來本學に於ては、武田博士の「價格の研究」、野村教授の「關稅法大意」、森川助教の「金融經濟總論」、磯部教授の「工業政策要論」といふ四箇の新しい著作が次々に生れておる。かくしてこの期に於て本學の得たる學的收穫の量は他の何れの大學に於けるよりも大であつたと云はねばならぬ。いま筆者は茲にてはまづ掲題の二著述に就て紹介の言葉をつらねたいと考へる。

▽…… 磯部教授の「工業政策要論」小島博士がこの書に寄せられし序文にて云はるゝが如く、吾々は本書によつて、我が工業が經濟上如何に構成せられ經濟上如何なる組織の下にあるかを教へらるゝと共に、それが如何に構成せらるべく、かつ如何に組織せらるべきかの示唆を與へられる。是に於てか、筆者によれば、本書は舊來の如き意味に於ける工業政策論の著述とは異り、工業に關する理論と政策とを共に包括するの意味に於て「工業經濟總論」とも云

はるゝに相應はしき著述である。書名を云々する意味に於てこれと言ふのでは決してない、たゞ本書が狹義に於て云はるゝ政策論よりも其内容に於て一層大なる擴がりを持つことを先づ紹介するの意味に於てこれを一言する。右の如きがこの書の外廓であるが次に本書に於て筆者が特に感ずる所の特色は何であるかと云ふに、之れは著者が序文にて云はれし、「工業經濟上の諸問題が現代日本經濟に於て占むる位置つゞいてその有し或は有すべき重要性を明かにすると共に、これら諸問題を解決すべき方策が、わが國では如何なるかたちをとり、如何なる法則・制度となつて顯現してゐるか、これらの闡明に主眼ををく」と云ふ著者の意圖が、本書に於て忠實にかつ手際よく實現せられておる、と云ふ點である。

さて著者は本書を十箇の章に分ち、(一)工業政策論序説、(二)工業、(三)現代工的經營の組織、(四)工業經濟の發達、(五)現代工業政策の概観、(六)作業過程の構成、(七)工業に於ける流通過程、(八)産業合理化、(九)工業財務、(十)工業の結合、とする。右の如きが本書の構造であるが、いま第二章「工業」に於て企業としての工業の概念が説明せられ、次に第三・第六・第七・第九章に於て而して見方によつては第八・第十章に於ても、工業乃至工業經營の内容が説明せらるゝものと見る場合、一見本書は主として工業經營の學を取扱ふものゝ如くに思はれる。併しながら斯の如

きは、本書に於て單に「目次讀み」を試みる者の皮相の見方に過ぎないであらふ。工業の事實を教へそれに對する箇々の政策を同時に知らしむる事、それが本書の志す所であることを見落してはならぬ。

經濟理論と經濟政策論との區別に於ては、著者はアモン教授と共に前者を經濟的實在に關する觀照學とし後者をそれに關する實踐學であるとするの見方を取る(一三頁以下)。然らば經濟政策が期待する所の最終の而して同時に最高の目的は何であるかと云へば、著者によれば、今問題を國民經濟政策に限定するとせば、それは國民の物質的生活の維持である(二〇頁)。次に經濟政策の擔當する主體の問題に於て著者は如何なる見解をとるか云ふに、それは私人及び私人團體にまで及ぼすことなく、著者はこれを狭く國家(政府及び狹義の公共團體)に限定する(二三頁以下)。右によつて見れば著者によれば、經濟政策論とは、一定の經濟事象に對して國家がとる所の國民の物質的生活のよりよき維持を圖るための方法に關する學である。而して工業政策論とは、それが工業と云ふ生産事象に對する場合の學である。一面に於ては工業の經營を而して他面その事實に即して工業政策を論ずること、それが本書に於て試みられし著者の方法である。但し前者が主であつて後者が従であるのでは決してない。寧ろ、工業政策を説くためには工業的生產事象を従つて形式的には

工業の經營を説明せざるを得ない、と云ふのが著者の行き方であると思はれる。斯の如くにして之を總觀するに、本書は縦に工企業を説きこれを貫いて横に工業政策を論ずるものである、と云ひ得る。何れにしても、工業經濟上の智識に乏しき筆者の如きは本書によつて教へらるゝ所の多きことを、著者に向つて感謝せざるを得ない。

▽…… 森川助教授の「金融經濟總論」金融論又は金融經濟論の經濟學に於ける領域或は限界は如何であるか、これはむつかしき問題である。金融といふ言葉は本來は各々の企業に於ける財務の意であつたこの點よりしてホートレーの如きに於てさへ、金融とは購買力供給に關する技術であるとせらる。併しながら金融を以て單に實踐學と見ることは正しくない。蓋し、資本主義の流通經濟に於ては、貨幣資本の流通が商品流通とは獨立して別に存在し得る。この流通經濟に於ては資本としての購買力が交換取引の目的物となる。従つてこの流通に於ける交換取引を指して金融と稱するならば、金融とは購買力供給の技師ではなくして購買力の需要供給その事である。斯の如く見るとき金融論は要するに純粹經濟理論たらざるを得ない。金融の意を廣き意味に於て資本流通の意に解するならば、金融論は右の如きものとなるであらふ。併しながら今、金融の意味を所謂金融企業家を中心として見たる資本流通の意とするな

らば、金融論は金融市場にまで縮小せられ得る。而してこの場合に於て金融論に實踐學的の分子が多分に加味せられる。

いま、森川助教授は金融論を廣き意味に於て説かんとするものである。即ち「金融經濟總論」は、著者が序文に於て云ふが如く、「貨幣・金融に關する諸問題が有つ意味を經濟全般との關聯に於て明かならしめんとする」ものなるが故に、「本書の説くところは、必しも従來行はれる金融論乃至金融經濟論の内容に拘るものではない」。蓋、著者によれば、「金融なる流通の行はるゝ機構を分析し、此機構の運営が貨幣流通上の現象に如何に作用するかを見んとすれば考察の範圍は自ら流通經濟の全部面に及ぶ」従つて此意味に於ては本書は一の流通經濟論とも見られ得るであらふ。斯の如きが、本書の有つ所の大體の性質である。

次に、本書の内容は、その目次に従へば、第一章總説、第二章貨幣の創出、第三章物價、第四章資本の形成、第五章金利、第六章產業流通と金融流通、第七章景氣循環と金融機構、となつておる。第一章總説に於ては、貨幣經濟に於ては金融流通の性質と並に金融機構と稱せられるゝものが、説明せられておるのであるが、本書において中心をなす所の章は第二章乃至第五章である。蓋、著者は本書に於て主として金融機構と貨幣現象とを説かんとするも

のであるが、著者によれば、第二章貨幣の創出と第四章資本の形成との二箇の章が金融機構の説明に當り、第三章物價と第五章金利との二つの章が貨幣現象を説明するものである。金融機構の説明に於ては先づ貨幣並に信用そのものゝ説明がなされ、次で各種の意味又は種類に於ける資金の需要供給が説明せられる。貨幣現象の説明に於ては、第一に物價の章に於て貨幣と物價との關係、物價變動の過程、物價變動の作用が説明せられ、第二に金利の章に於て、金利の理論と、金融市場と、金利の決定と、金利の作用等が説明せられておる。次に第六章產業流通と金融流通に於ては、產業流通と金融季節との關係、貯蓄と節約との問題が説かれており、更に金利と物價、貿易と金融との關係が叙述せられておる。最後に第七章景氣循環と金融機構に於ては、最近の景氣理論が取入れられつゝ巧に景氣と金融機構との關係が論ぜられておる。

右の如きが本書内容の素描である。併し本書は五百頁の大冊であり其内容は廣汎である、従つて筆者は右によつては本書の長所なり特色に於て殆ど何物をも紹介し得ざりしことを遺憾とする。なほ併し、本書の功績に於て一言することを許さるゝならば、筆者は本書が森川助教授の研究の成果を世人に認識せしむるに充分であることを信じて疑はない。

最後に磯部森川の兩氏に對して、右の如きを以て兩氏の力作を紹介するとすの妄を謝す。

學 內 報

夏期授業日程

授業終了 授業開始 學期試験

大學各學部 七月九日 九月十七日

大學豫科 六月三十日 九月十一日 (自七月二日
至同十一日)

專門部各部 七月十一日 九月十四日

夏期語學講習會

第十二回夏期語學講習會は左記の如く開催することに決定した。

會 期 七月十六日より八月四日まで

場 所 天六學舎

科目及講師 英語 教授 田邊 清市
講師 小川 忠造

獨語 教授 中村 鄂次郎

專門部第二部生徒補缺募集

專門部第二部法律、經濟、商業各科第一學年生徒若干名補缺募集をなす。

出願期限 八月十日より同三十一日まで

試験期日 九月二日

教 授 會

法文・經濟兩學部合同 六月二十二日天六學舎

經濟學部 六月十五日千里山學舎
專門部 六月十五日天六學舎

内田信也氏鐵道大臣に就任

本學評議員内田信也氏は今般岡田内閣鐵道大臣に就任さる。

關一氏勅選議員に列せらる

本學評議員、大阪市長關一氏は今般貴族院議員に勅選せられた。

學 內 人 事 消 息

玉木專務理事、武田監事全國私立大學聯合會に出席六月十、十一の兩日東京早稻田大學大隈會館に於て開催されたる全國私立大學第七回總會に本學よりは專務理事玉木三郎氏、監事武田宣英の兩氏出席された。

野村學生主事、武田專門部主事關西私立大學聯合會に出席 五月十二日同志社大學に於て開かれたる第八回關西私立大學聯合會に本學よりは野村學生主事、武田專門部主事が出席された。

大山、河村兩教授渡滿 滿洲產業建設學徒研究團本部員並に指導教授として渡滿、七月十七日神戸出帆八月十四日下關着解散の豫定である。本學學生は學部小林、村上、三宅、藤田、專門部小堀、酒井の六名

辭 令

依願解職 書記 遠 藤 銀

本學經濟學科の恩人

田島錦治博士逝く

元本學講師、立命館大學名譽學長、京大名譽教授三位勳二等法學博士田島錦治氏は去る六月二十八日午前四時半京都吉田山の自宅で腦溢血症の爲急逝さる、享年六十八

垂水關甲校長談 田島博士は明治三十年頃經濟學研究の爲獨乙に留學されて歸朝勿々織田萬博士、岡松參太郎氏、故井上密氏の諸氏と共に明治三十三年九月講師として本學に出講されたが京大から講師



招聘のそもゝの始めである。博士は經濟學の權威者で當時本學は法律學のみを教授してゐたが博士の主唱によつて經濟學科の設立を見た、本學經濟科の産みの親である。經濟原論並に各論を擔當されて大正十年頃まで見えられ舊い校友は博士の薰陶を受けたものである。博士はスポーツに興味深く剣道、柔道殊に弓道は有名であつた。(寫眞は本學講師時代の田島博士)

七月二日午後三時より京都東山要法寺に於ける告別式には本學より仁保學長、喜多村理事、玉木專務理事、垂水關甲長列席弔意を表した。

赤羽豊治郎

この夏は故山でゆつくり落着きたいと思ひます。是非この学期のうちに御惠興を忝ふした、バクサ教授、武田博士、磯部教授の御苦心の御著作を拜讀したいと存じます。

内多精一

暑い京都ではあるが兎に角計畫した仕事もありますから——勿論豫定通り行くか行かぬか、これは疑問ですが——紫野の僑居にこの夏を過す心算です。但し夏休中家族は伊勢の海岸へ出かけますから、私も一週間位は海水を遊び、子供等と一緒にマテ貝でも掘つて興じたいと思つてゐます。

武田鼎一

私は今年の夏休の全部を新しい研究題目の完成のために費したいと考へて居ります。私も海とか山とかへ行きたいのですが、轉地が却つて私の健康に良くないので例年の通り自宅で呑氣に研究を続けたいと思つて居ります。研究の完成、それは一寸疑問ですがその意氣でやつて行くに過ぎません。若し出来上つたらを楽しみにして。

水谷揆一

夏休みが来ると我々の世界だと云ふ思ひがする。休みが世界とは、ちと穩かでないが、正直なところ

それ程待望の夏休み、これは——我々學徒だか、教育者だか、何れにせよ、學校關係者である我々のみが此のセチ辛い世の中で持ち得るものである。世間の人が心の底から羨ましがするものも無理もない。それ程の夏休みである。そこでそれをどんなに暮そうかはそれを前にして思ふ時よだれが流れる様な氣がする。

私の鎖夏プログラム

〔到着順〕

待望の暑中休暇を目標に控へて、學究人は如何にこの二ヶ月の休みを迎へ送らんとせらるゝか、海に、山に將又書齋にその成案を本誌上にもとの心算にて、教授助教授の諸氏に照會致しました處、豫期以上多數の御返信を頂きました。茲に厚く御禮申上げます。

九月の中頃になつて來年の夏こそはなんて考へずにする様に考へねばならぬと思ふ。但しこれは人に云ふ言葉で僕自身は極く平凡に考へて居る。言ひかへて云へば何も考へず只いゝ氣持になつて夏休みを迎へやうとして居る、子供がおいしい菓子の前にして居る時の心境である。

我々が殆んどきまつて云ふ所謂勉強しやうとも考へなければ、晝寝をしやうとも思つて居ない、好きな旅行さへもしやうと計畫を立てぬ。

只此自由な完全になが物が物である此の長い時を、其時々々に思ふ儘に、行きあたりばつたり暮して行きたいと思つて居るのみである。

田邊清市

一、七月中旬より八月初めにかけて大學主催の夏期英語講習に出講すること。

二、その後は日頃愛讀し、參考書の涉獵と打診とに數年を傾けて來た詩人ホヰットマンの評論を出来るだけ纏めること。

但し根がナマクラ者の事故成果につきては誠に細き限り。

仁保龜松

拜復休暇中別段のプランも無之自適靜養の積りに御座候

森川太郎

いつでも相當の野心を以て迎へるのですけれど、さて實際夏休みになつて見ると思はぬ用事が出來たりあわたゞしい旅をしなければならなかつたりで、遂に豫定の何事も爲し得ず新涼に入ると共に返らぬ

悔を感じるのが例です。それで昨年あたりから夏休みに對しても餘り期待を有たないやうに心をし向けてゐます。今年も只今のところでは何處へ行かうかと云ふ當てもなく、出来れば居馴れた住家で我儘一ぱいに暮し度いと思つてゐます。讀み度い本もありはしますがそれも何日間にとれだけと云ふやうな束縛せられた氣持ちなしに、讀み度いだけ、讀めるだけ讀んで見やう位の氣持です。

西村 信雄

旅行に出る計劃はありません。今年の夏も寓居に籠城するつもりで居ります。瘦せてゐるためか暑さはさのみこたへませんが、何しろ寓居は三方が田圃にとりかこまれてゐるので蚊を始めとしてさまざまの羽虫が群を成して殺到し、おかげで肝心の夜涼を十分に利用出来ず、これには大に閉口して、如何にしてこれを撃退すべきかと目下折角苦心中です。

古川 武

終始在宅。

矢口 孝次郎

今夏は別に定まつた仕事を完成する豫定はありません。勞働制度の史的類型と云ふやうな事を考へて居りますので、その材料を集めて見度いと思ふ位です。

夏の休暇になると故里の山を想ひ出します。僕の山は征服する山ではなしに眺めて居る山です。しかし今年には信濃の山に接する機會もなく自宅に夏を過ごすことになるでせう。

藤澤 章次郎

本年も例の如く俗蟬解き難く遂に書院に籠城の餘儀なかるべく、但しボツ／＼秋蘭の各種の花を抜き始めたより幽香の室に満ちて涼を送ること遠きにあらざらんと樂み居り候。

中村 良之助

平素より時に金にめぐまれざる生等に對し此の二ヶ月の時はせめても貴重なるものに候、されど暑い内の事、仲々に例年は豫定通りに參らず候故今年も別に大した期待等殊更にかけず候。

河村 信一

萬事は九月になりて相わかる事に候。
本も讀まう。山も登らう。其の上に晝寝ができる夏はうれしい。

吉田 一枝

毎年々々講義案の内容に何物をか加へつゝある小生は夏休は所謂夏休にあらずして來るべき學期學年に對する準備工作に餘念なき一年中最も多忙な時に候。

候。

小生は數年前より一日十二時間主義を勵行致し居り候、十二時間主義とは一日の研學時間正味十二時間の意味に候、學徒の生命は終身研學に有之候、晚れて學徒の仲間入りを爲せし小生は懸命専心唯だ研究に没頭するより外途無之候、Slowly but steady, and advance by ranks は小生研學の指針に候、この夏休は更に一時間を加算して一日十三時間主義を嚴守勵行の心組に候。

新町 徳之

夏休中の私の生活

一、書齋生活 (一) 學校に於ける擔當學科の理解を博くし、深くしたい。(二) 學校に於ける擔當學科の講義の原稿を整理したい。

二、書齋以外の生活 (一) 都合の許す限り毎夕十字街頭の漫歩を試みたし。(二) 一府八縣の圖書館巡禮を試みたし。

以上相違なく實現致したき念願。

中川 庸太郎

毎夏閑靜の地にて心身の修養を希望しながら毎年單なる渴仰に止まりある次第にて、今年も亦九十何度の茅屋にて酷暑に打のめさるゝ覺悟を致して居ります。

飯田正一

卒業證書を手にして恩師Y先生のところへ御禮に伺つたとき、先生は「有朋堂文庫だけを十年間讀め」と云はれまして。當座は何か煙にまかれた氣持でしたが、爾來幾年、忘れるともなく忘れてゐたその言葉がまた新しく甦へつてきて、この頃やつと意味がわかつた様な氣がします。今は亡き先生のをしへに遵つて、これからせめては一頁でも餘計に眞劍に、讀み續けたいと思つてゐます。この休暇は、ですから籠城の豫定です。

岩崎卯一

本年は健康恢復に専念す可く温泉行を考慮中なるも灸治意外に奏効せるを以て、經過に依つては嵐山下の自宅にて静養するやも知れず、氣分よければ執筆中の論稿を練る事もあらん。何れにしても近年稀に見る不運の暑休である。

磯部喜一

夏休みの豫定なんて、さつぱりありません。身體を害ふことなしに過し得れば此上もない幸ひなので、それから、思ひつくまゝの生活をやるつもりです。退屈すれば本も讀みます。レコードも聴きます。下手な謡曲で汗をしばるかも知れません。晝寝もさだめ

しやることでせう。

森下政一

七月中旬辯論部の地方遊説に隨行する外はずつと書齋に籠る考へで居ります。

賀來俊一

武徳殿の全國高專柔劍大會が濟みさへすれば鳥羽あたりへ「パレット」旅行がしたいと思ふて居ります。豫て研究中の日本經濟思想史の一部だけでも纏まりますれば九月初旬から七日がけで關西學生自動車聯盟の關東訪問に参加する豫定です、何にしてもあれやこれやと係り合があつて放浪の旅など申す味の出ぬのが暑苦しいのです。

小泉幸治

學報局貴下益々御勇健賀上候、大いに爲さんとする者は大いに體驗せざるべからず、せめてこの暑休を漫然と浪費せざることを祈居候。休暇を終つて後に何物を得た乎の間に對して失望せざることに致度候、小生は二ヶ月の休暇を利用して本學五十年間の先覺者と右文書を通じて先人が如何にして關西の文運に貢獻せられたるかを偲び度而して五十年史の小冊完了いたし度存居候、幸に御心附の點は何卒

御教示を賜らば本懐に存上候

河村宜介

拜啓、我々の夏休みだからと云つて別に平常と變つたことはありません、たゞ教室で講義をすることがないだけ時間的に繼續した餘裕を持ち得るだけです。そこで夏休にはたいして平素出来ないやうな仕事をすることにしてをります。専門外の讀書もその一つです、歸省や旅行見學等もそのプログラムの一つでせう。今年はまだ具體的なプランは立ててをりませんが、とりあへず休暇になると一二週間家庭の都合で廣島へゆきます。宿所は同市西觀音町米原谷男方です。八月になれば京へ歸り約一ヶ月間籠城します、幸ひ宅の前に市立のプールがあるから午後は一時間ばかり河童の仲間入りをして九月には眞黒になつてお目に懸ります。

大山彦一

拜復 此夏は籠城して、本讀みや原稿かきで、暮さうと思つておりましたが、滿洲産業建設學徒研究團本部より、本部職員を命ぜられたので、渡滿しようかと思つております。滿洲國の政治・社會組織日滿關係、など現地調査して、政治社會を觀る眼を一層深めて來たいと思つております。

校 友

校友會奉天支部創立さる

滿洲國の建設を見て以來本學校友の渡滿各方面に活躍されつゝある數は可成の數に達するのであるが、今般奉天在住校友は元本學軍事教官たりし山内少將閣下の後援の下に校友會奉天支部を設立し、その發會式を六月三日奉天中央亭に於て舉行した。會員は目下少數なるもオール關大校友の在奉者も多數あることと盛大を期すべく相提携して奮闘し以て母校の聲譽を擧ぐべく盟約した。

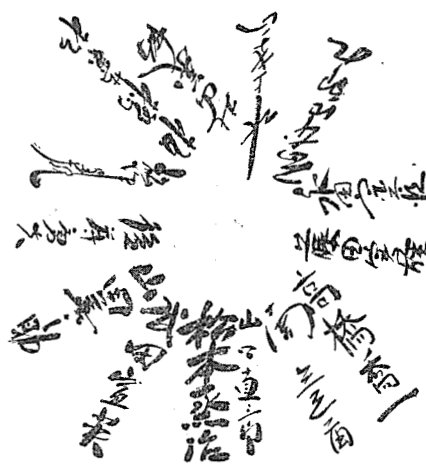
事務所 奉天千代田通三五、三榮洋行直吉已一郎方
顧問 山内六郎閣下 奉天千代田通四〇、日滿皮
革興業會社

會員 廣瀬 義雄 (昭五大法) 滿洲國中央訓練所
玉井 啓一 (昭七大法) 滿洲國中央訓練所
今村 茂 (昭七大政) 滿洲日報社
小谷 駿義 (昭七大法) 三光商會
直吉已一郎 (昭七大適) 三榮洋行

東京支部例會

校友會東京支部にては商工大臣に榮任の前學長松本
丞治先生の臨席を得て六月十八日午後六時より日比谷

山水樓に於て例會を開催した。先づ山口支部長松本先生に祝意を陳べて挨拶となし、先生は就任の事情を語り、表裏なく、權謀なく、誠意誠心を以て處世の方針となし來れる旨の打解けたる挨拶あり、武田宣英君は母校天六學舎の敷地買收當時の先生の御盡力を謝し、且爾後校運順調に進展の近況を述べ、各員歡談入時半散會せり。



東京支部例會席の上の書

出席者—— 松本 先生 武田 宣英 山田善之助
後藤 勇夫 松澤 卓規 板橋 菊松 北山 義衛
水上 孝正 岡本四郎九 永田宗太郎 藤田 實雄
高橋 喬一 南 莞衛 山口直三郎

千里山經八會總會

六月三日午後七時より市内松嶋仲之町の現長に於て
昭和八年經濟學部經濟科出身者により成る千里山經八

會第一回總會を開催した。會する者十數名定刻當番幹事より母校關西大學の現況、會員の動靜等の報告があり、次いで本年度の當番幹事の改選をなして宴に移り酒杯を傾けながら母校の話、懷舊談、就職並に結婚體験談等に時の移るを知らず、和氣霽々裡に校歌高らかに歌ひ、母校の萬歳を三唱して午後十時盛會に散會した。

動 靜

當番幹事 水野政成、片岡一雄
事務所 大阪市北區山崎町四九 片岡一雄方 (福原君 報)

藤井 清秀君 (推) 辯護士、事務所及住居を西區京町堀通四丁目二五(電土二二五)に移轉
野崎勇二郎君 (明三二法) 養嗣子糸商を替む都合にて東淀川區本庄川崎町一丁目一七に移轉
村尾 靜明君 (明三七法) 住吉區長を辭任
佐奈 正雄君 (明三七法) 東淀川區長より西區長に
石塚 大藏君 (明三九專法) 東區長より北區長に
木村 稔君 (明三九專法) 浪速區長より住吉區長に
志野覺治郎君 (明四二專商) 朝日海上火災保險會社大阪支店長より東京支店長に轉任、住所東京市外武藏野町吉祥寺二二〇三
井上 登圓君 (明四三專法) 大阪市社會部福利課長よ

り浪速區長に

了君 (大九 專經) 牧山骸炭製造所より岡山

縣宇野港外三菱直島練煉所に轉勤

名越 日月君 (大二三 專法) 浪速區芹原署警部補勤務

石山豐太郎君 (大三四 專法) 神戸地方及區裁判所(兼 檢察局)司法官試補

竹谷 謙貴君 (大三四 專法) 警部補、天王寺署より天

北村清太郎君 (大三四 專法) 大聖寺營林署より金澤市

中靈匠町金澤營林署に轉任、住所金澤市上本多町

一番丁七

坂井 親君 (昭二 大法) 大阪朝日新聞社松山通信

部より同社徳島支局へ轉任

山口 顯次君 (昭二 專法) 鹿兒島第七高等學校劍道

教師として勤務

松井 廣君 (昭三 專經) 運送店松井商會營業所を

北區末廣町三(電堀川二四七)に移轉

大島峰太郎君 (昭三 專商) 東淀川區長柄濱通、豊崎

仲銅所に勤務 住所西宮市今津洲島一四

殿 斗 榮君 (昭三 專商) 滿洲國間島圖們市 龍井

貿易會社圖們支店支配人として勤務

鈴木 眞一君 (昭四 專商) 大連市幾久屋百貨店に勤

務、住所大連市久方町六、青木ビル三二號

安井 章吾君 (昭四 專文) 大阪逓信局を辭任、郷里

三重縣南牟婁郡有井村有馬、山川松太郎方に在り

黒田 健勝君 (昭五 專商) 滿洲國黑龍江省龍鎮縣龍

鎮株式會社福昌公司龍鎮出張所勤務

植島 博君 (昭六 專法) 警部補、天滿署より天王

寺署へ

平田 圭藏君 (昭七 專商) P.C.I.映畫製作所勤務

住所東京府北多摩郡砦村喜多見一〇〇

赤木 壽男君 (昭八 大法) 京都市監理部監査課勤務

住所京都市上京區紫竹桃之本町四一

岩脇 明光君 (昭八 大政) 六月二十日福井市會議員

高島孝氏夫妻の媒妁により堀尾元次郎氏長女靜尾

嬢と華燭の典を擧ぐ、福井市月見町四四

西垣 友夫君 (昭八專二商) 日本晝夜銀行九條支店よ

り京都西支店に轉勤

奥澤 浩君 (昭九專一商) 北區堂島濱通一、福徳ビ

ル三階、日本鋼管會社大阪事務所勤務

田村 清吉君 (昭四三專法) 去る六月十六日逝去

遺族 横濱市中區本牧三之谷二〇九、田村俊吉氏

下許 泰政氏 (天七 專法) 昭和八年二月十一日逝去

遺族 兵庫縣武庫郡本山村北畑四三一、大石建木

方、下許博代氏

住所移動

三好 萬次君 (天四 專法) 天王寺區茶白山町一一一

(電天王寺四一六六)

永井 量一君 (天九 專法) 北區堂山町四六

久田 一榮君 (大二三 專法) 南區內安堂寺町通一丁目

中川 賢一君 (天二四 專經) 住吉區帝塚山西通五丁目

佐藤 勇君 (昭四 大經) 住吉區住吉町(四一)一

竹森 良一君 (昭四 專商) 三島郡吹田町字高畑(四七)

(舊姓春名) 野田 平三君 (昭四 專文) 豊能郡南豊島村穗積市場

一二一九

笠原 丘一君 (昭五 專經) 岡山縣淺口郡里庄村

柳田 榮次君 (昭六 專商) 西宮市染殿町三八

黒野 文雄君 (昭六 專文) 兵庫縣武庫郡住吉村八甲

田六九五ノ二

(舊姓能美) 小林 隆義君 (昭七 大法) 臺北市東門町一五〇

荒田 成作君 (昭七 專法) 西宮市中濱町二二

岩田 勝見君 (昭八 專商) 三島郡吹田町濱田町三七

越智 弘君 (昭九 大法) 豊能郡豊中町櫻塚一〇七

倉橋一夫方

山口 馨君 (昭九專一商) 北區茶屋町一二、氏家方

安宅 芳夫君 (昭九專一商) 鳥取市上魚町八

改姓

(舊) 黒木 茂

井原 龍雄

中塚 賢治

佐藤 英敏

朝川 吉松

能美 隆義

播磨 茂

古田 龍雄

古橋 賢治

小野 英敏

朝川 惠通

小林 隆義

學會消息

商學會設立

今般學部商業科學生により商學會設立を見、その發會式を六月二十六日クラブハウスに於て舉行され、會則の審議決定し、役員は左の諸氏である。

會長 賀屋教授
副會長 瀧澤教授
顧問 水谷教授、木村教授
幹事 一年 加納、多田、兵頭
二年 坂本、高木、中路
三年 三澤、池、谷口

尙來る七月五日午後六時より大阪ガスビル七階學士會館に於て第一回例會を開催、大毎經濟部副部長横山五郎氏の講演ある筈なり。

千里山法律學會

◆新入會員歡迎會 五月十三日、心齋橋明治屋にて舉行、吉田教授、和田教授の出席を得、尙本年度本會卒業者たる江里口醫學博士をはじめ、近藤、西口、越智、本田の諸先輩並びに多數の新舊會員出席し非常に盛會であつた。

◆昭和九年度春委總會 五月廿三日クラブハウスにて舉行。本年度幹事左の如く決定。

辻田、北村、村井、西尾、植田
奥野、石川

◆第六回例會 五月卅日午後二時半よりクラブハウスに於て開催、六時半閉會

論題 「日本憲法の特質」吉田教授
歴史的に將又倫理的に世界に比類なき我が日本國家の基礎法たる帝國憲法に對する或は沿革的、或は比較法的なる精細緻密なる研究の成果は憲法典を中心とする一國の實質的憲法の特質を歴然たらしめ、傾聽者をして時の過ぐるを忘れしめ又眞摯なる教授の學的熱意に對しては深く感銘するところあつた。

◆第七回例會 六月十三日午後二時四十分よりクラブハウスに於て開催六時半閉會。

論題 友愛結婚について 木村教授
嘗て日本のジャーナリズムによつて喧傳された「友愛結婚」問題は一般人の間に非常に誤り傳へられ、或は之を以て輕薄なる概念かの如く解し所謂道學者流には之を擯斥する者もあつた。然乍ら之は現在アメリカでは眞面目に研究されてゐ

る所の深刻なる社會問題乃至立法政策的法律問題である。かゝる意味に於て教授は該問題の主唱者たるリンゼイの眞意を紹介され、その根源の探究、及び我國における該問題の法律學的存在意義につき極めて敬慮なる説明あり吾人の一考を要すること甚切なるものがあつた。

政治學會

懇親會 五月十八日午後六時より美津濃にて懇親會を兼ね政治學會臨時總會を開き、政治學會の更新を期し新規約を審議す討議終焉なきを以て、次會に、審議決定を約し、九時散會せり。

出席者 岩崎、大山、吉田の諸教授並に卒業生及び學生二十六名

研究會 五月二十六日午後三時よりクラブハウスに於て昭和九年度第一回の研究會を開く

吉田教授「我國に於ける議會思想の史的考察」と題し、我國に於ける議會思想を歴史的、實證的に二時間半に渡つて先生の深き研究を發表されたり、之を終り臨時總會に於て決定を見ざる新規約の再審議を爲し満場一致可決す。

出席者 森下、大山、吉田の諸教授及學生二十二名

六月七日、大山教授並に朝田、宮川、北條の各委員、學長に面會、新規約を提出し承認を得、其の節學長は「指導の命を遵守し慎重なる研究的態度を持し特に理論的方面に潜心されん事を切望す」と訓諭されたり。

第二回研究會 六月十五日午後三時半より、於クラブハウス

大山教授「政治の本質及び政治學の體系」と題し、日本政治學者殊に小野塚博士の政治學の體系と對照せしめつゝ、先生の體系を説明され、次に、政治の本質に對て、日本の政治學者、小野塚、吉野、大山、高橋、五來、藤山、今中、戸澤の諸氏の説と對照し、政治本質論を説明する、先生の深き蘊蓄について武田鼎一博士は、二、三、の質問を試みられた後、先生の説に全然同感の意を表された事は特筆すべきである。

出席者 武田、森下、大山、吉田の諸教授及び學生二十五名 (北條君報)

政治學會昭和九年度役員

- 一、總務部 大山彦一教授
- 二、總務部 鈴木敬雄(政三) 大野幸雄(同)
- 三、研究會委員 朝田良一(政二) 北條茂義(政一)
- 四、通信連絡委員 眞境夏生(政二) 平田榮福(政一)
- 五、會計部 森下政一教授

會計係委員 宮川一男(政二)堀毛清(同)
(北條君報)

法學研究會

我が關西大學法學研究會は、本年度を以て早くも五星霜を迎へた。その間幾多の少壯有爲の先輩法曹を出し、學内は勿論、對外的にも確固たる存在を認識せらるゝに到れり。

昭和九年度第五回研究會は、去る五月六日より、毎日曜日(天六學舍第廿五教室)にて開催中なり。本年度會員數約三十餘名にして、全員悉く高文制覇の意氣に燃え、恩師坂本憲三先生始め先輩辯護士諸氏の御懇篤なる指導の下に、或は答案作成練習に、或は口述練習に舌端火を吐くが如き論戰を展開し夜に入りては晃々たる電燈の下に午後八時或は九時に到る迄も熱心なる研究を續けつゝあり。

昨年度會員にして本年受験の爲め上京せられたる者多數あり。既に行政科の試験開始せられたるに當り此等先輩諸氏の御成功を衷心祈ると共に、多數の高文突破者を見ることを得べしとひそかに期して候つものあり。

本會は眞摯なる高文志望者なれば、隨

時入會を歓迎するものなれば、本會の趣旨に賛同して、共に攻學研鑽の實を擧げんと希はるゝ方は至急入會さるゝ事を希望す。(希望者は幹事迄御一報下され度し)

猶ほ本會は七月廿九日を以て第一期を終り九月二日第一日曜より第二期に移り以て一層の活躍を期せんとす。

因みに本年度の一期役員并に事務分擔左の如し。

交渉係 幹事 西田 茂

(北區警根崎上一ノ九四、花田方)

會計係 幹事 森本 正宜

(尼ヶ崎市抗瀬古通二)

記録係 幹事 柚木 種重

(西宮市東町二丁目七十五)

(森本君報)

計理クラブ例會

第十八回例會を六月二十三日午後六時半より大阪ビル内計理經營學會會議室において開催した。今回は關西學院大學助

手久保田音二郎氏より「第十九世紀に於ける工業會計概況」と題して「十九世紀に於ては一般に原價に關する考へは如何なるものであつたか」を當時の社會狀態並經濟生活より眺めて之れを論じ尙それが現代に見るが如き發展的過程を辿るべ

き素質を有してゐたかどうかについて説述された。斯くて質疑應答の後午後九時半閉會した。

國文學會

總會 五月二十七日總會を開き、幹事の改選會計報告を終へて新入會員歡迎茶會を開催した。

六月例會 六月十七日午後六時より天六學會に於て開催、大山彦一教授の「皇道について」なる題下に、政治學的社會學的觀點に立ちて世界に冠絶せる皇道の

本質を闡明せられ、吾々國文學徒にとりて啓發さるゝ處が大であつた。尙例により新町教授の文檢試験問題を中心として討究講説があつた。

二周年記念講演會 七月を以て本會創立二周年に相當せるを以て、その記念講演會を七月二日(日)天六學舍に於て開催、多數の出席者ありて、藤澤教授の「大阪私塾の發達」會員藤本浩一君の「現代詩壇の動向」なる講演あり、意義深き會を午後四時盛會裡に閉じた。

東亞研究會

五月二十七日午後一時半より關西東亞學生聯盟主催にて西區本田三番丁中華北

幫公所に於て中國銀行大阪支店長戴氏の中國經濟問題主として銀問題についての講演があつた。

氏は昨年渡日せられる迄は支那の各大學教授をせられて居た人で經濟通である當日は現在世界唯一の銀本位國たる支那が、何故に銀本位を維持せるかにつき歴史的に説かれ、金本位に轉換することの困難、銀本位の不利益等につき述べられ又支那には失業問題なるものなく、無業問題のある事情等につき述べられた。

講演終りて座談會に移り、種々質疑應答ありて四時すぎ盛會裡に散會す。

尙聯盟加入校は本學外大商大、大外語天理外語、溟華高商、關學、關西婦人聯合會等なり。

又六月九日には大朝にて對論會を催した。尙毎週月曜午後二時半より三三教室にて會話の練習を行ふ。

論文集

六月二十三日大毎にて學生聯盟委員會を開催し休暇中並に來學期の事業として映畫會、雄辯大會、對論會、機關紙發行、研究會、講演會等を決定す。機關紙には左記の要項により全學生より論文を募集するにより奮つて御投稿下さい。

種目 東亞事情に關する研究論文

四百字詰原稿用紙五十枚以内

締切 九月十日

審査員 京大名譽教授 文博 矢野仁二氏

大毎東亞調査會理事 澤村幸夫氏

大朝論設局 神尾 茂氏

投稿先 學部法三御木正、專一法三鈴木良

大阪市此花區箕面町九、鈴木良宛

(鈴木君報)

哲 學 會

新入生歡迎會 去る五月五日夜戎橋喜久屋北食堂に於て、新入生歡迎會を催す會する者二十三名、片山先生、新町、武内、三枝樹、菅諸先生よりそれぞれ、新入生への懇篤なる挨拶ありて宴にうつり、歡談數刻學歌を合唱し、和氣満々の裡に十一時近く散會す。

第一回例會 去る五月廿九日、午後三時よりクラブハウスに於て、本年度第一回例會を開催す。時局問題を中心に諸先生の討論に花が咲き、學生の質問などあつて、五時半散會す。

出席者は、新町、大山、三枝樹、片山、龍野先哲の諸先生暨森田氏並に會員十名。

學 生 欄

天六學友會幹事會

(專門部第一部)

六月七日午後三時より天六學舎第三十三教室に於て新に選任せられたる各科一年幹事の歡迎會を兼ね幹事總會を舉行、武田副會長より新任幹事に辭令を交附したる後一場の訓辭をなし、種々協議する處あつた。

新任幹事

- 氏家正忠(商二) 浦木哲彦(法一)
- 松本一郎() 虛大者()
- 金昌健(商一) 越智宗七(商一)
- 井上重俊() 荒木典夫()
- 神川義尊(經一) 紫山正男()

關西大學學友會

(專門部第一部)

新任幹事決定 五月十一日各科第一學年幹事選舉の結果左の諸君當選決定した
中本 勇(法一) 石田宗貞(法一)
巴延 男(法二)
勇内隆夫(商一) 岩田賢一(商一)
有光陽太郎(商一)

千里山佛教青年會

學内講演會 六月十六日(土)午後三時よりクラブハウスに於て、學内講演會を開催、三枝樹教授はじめ會員多數出席した。當月は淨土宗光明會の碩學、土屋歡道師を聘し、人生の根本問題につき師の體驗による宇宙觀と生命論を拜聽した講演終つて氏を中心として座談會に入り質疑應答に啓發される處多く、千里山に暮色のせまる頃法談を閉じた。

奈良方面佛刹巡拜 七月一日日曜奈良方面の佛刹を巡拜した。上六驛九時に出發、集るもの 小川、水谷、三枝樹の諸先生外九名、先づ唐招提寺に佛像建築多くの研究資料を見學、それより藥師如來に詣て七堂伽藍の建築、佛像見學し、塔建築方面の大家 新井氏の説明を聞き、院主橋本師の藥師如來寺緣起、佛教律宗の立場、及び其の歴史等々を傾聽した。其より中宮寺の見學を終つて廣漠なる大和平野に月の落つるのを眺め乍ら法隆寺驛發七時四十六分の汽車にて一路大阪へ天王寺驛の富士屋食堂で晚餐を共にして九時半解散

(内山記)

參 陵 會 (專門部第一部)

第二十一回例會 六月十日絶好の參陵日和に恵まれて午前八時午大鐵阿部野驛に集合、南河内郡梅鉢御陵に向ふ。參加者二十九名。上の太子にて電車を捨て、先づ推古帝陵に參拜、河村(信)教授より梅鉢各御陵に就いての講話ありて、孝徳天皇陵に參拜す、かくて晝食歡談の後用明天皇陵、聖德太子墓、西方院、敏達天皇陵を參拜し終り、多少風あるも趣かしき日射の中を貴志驛に向ふ、折しも茶店のラデオは本學對慶應野球戦の放送中にて二點リードされ居り氣をもみしも、間もなく一點のリードのアナウンスに一同萬歳を叫びつゝ歸途につき午後五時散會せり。

出席者 岩田會長、河村教授、淺井、多田、蒲島各先輩外會員二十四名

出 席 者

(林君報)

懇親會 六月二十六日戎橋丸萬にて懇親會を催す。會する者岩田會長、武田主事、河村兩先生、可野、袋井、久保田の各先生始め會員二十六名の多數を算し盛會であつた。

(鈴木君報)

第一部辯論部

享樂利那主義は滔々上下を毒しつゝ、思想界は不安定であり、政黨財閥に對する非難の聲かしましく、左右兩極運動は尖鋭化して現代秩序に脅威を與へ、中正堅實の精神、謙讓奉仕の美風輕視衰退に向ひ、個人相反、階級鬭争は到る處に燃へつゝある今日、熱血燃ゆる愛國の士の血潮は逆流し大獅子吼せざるを得なくなつた。

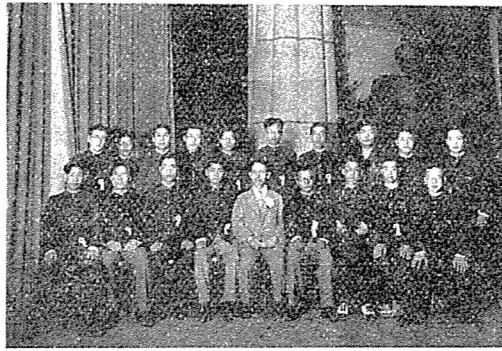
茲に於て我部は第二部辯論部を合同主催にて六月三日晝夜天王寺公會堂に於て又六月十七日には千里山及二部と三辯論部合同主催にて第二十回全國大學高專學生辯論大會を中之島中央公會堂に於て舉行、共に滿堂の聽衆に多大の感銘を與へ盛會裡に幕を閉じた。

第四回文藝祭(専門部第二部)

六月十八日第四回文藝祭は例年の如く中之島朝日會館に於て舉行された。立錫の餘地無き盛況、阪本副部長の挨拶ありて、全員起立の壯嚴裡に國歌君が代の齊唱は全館を振るはし祖國日本の意氣を高む。次いで吾がコーラスソサイテイの二部合唱、福本君の指揮による「アルルの

女」外四曲の合奏、演劇部の劇「挽歌」管絃樂部の其三曲及び新井幸次氏の獨唱「サンタルチャ」外二曲等拍手は堂を搖がす。

次いで學友會副會長武田藏之助氏の挨拶ありて管絃樂部伴奏による藤井千代子嬢の獨唱、又吾等の學歌學生歌は堀音楽



員役部本行執祭藝文

部長による管絃樂部の伴奏で高らかに歌はれ聽衆は滿堂又搖ぐばかりの拍手を送つた。次いで文藝部長松原藤田君の挨拶に引續き本日の呼び物たる學生劇「戀愛不成同盟」上演花岡杉本兩嬢の賛助を得て素人の域を脱し觀衆をして暫し桃源の

境地に彷徨せしめやんやの賞讃の嵐の裡に終了した。

閉會に先立つて本藤委員長の挨拶あり引續き、漫畫「ペーのキングコング退治」バラマウント映畫「吾輩はカモである」を上映した、人氣俳優であるマルクス四人兄弟の妙を得た演技に滿堂の觀衆は腹をかゝて笑はざるを得なかつた。斯くして午後十時四十五分第四回文藝祭は全く大成功に終了した。

演劇部(専門部第二部)

第四回文藝祭に際しわが演劇部の學生劇は豫期以上の好評を博した。當日の上演脚本悲劇「挽歌」學生劇「戀愛不成同盟」は本學英文三年川本三郎君の原作に係るもので、前者は頭初より悲劇に初まり悲劇に終る、これに引きかへ後者は終始拍手と爆笑の絶間がなかつた。

演劇部も昨年度の劇研究會と云つた時に比べ量に於ても質に於ても勝つてゐると云ふ事は斷言出来る、昭和九年度の壁頭に於て演劇部として獨立してより學生諸君に再認識され多數の後援者を得其の意氣たるや實に物凄いのがある。何れ次回の獨自公演が決行されると思ふ。

音樂部(専門部第二部)

昭和九年春……音樂部改革を叫び堀次郎君を中心に懸命の努力をつゞけて来た。我が部は四月新入部員を募るや集る者七十餘名これをハローモニカ部(指揮福本長五郎君)聲樂部並に管絃樂部(指揮堀德太郎君)に分ち此處に關大音樂部の陣容備ひ練習場を長教寺に置き日夜猛練習をなし五月十九日道頓堀丸萬食堂五階ホールに於て春季第一回演奏會開催大成功を挙げ來るべき文藝祭に大好評を博する自信を得、拍車をかけて練習を重ねた結果、見よ！六月十八日文藝祭！の我音樂部の活躍を！

四十名に餘る全メンバーをよく指揮しハイクラス、ミュージックとして價値を認識せしめ得たのである。

俳句部(第一部専門部)

吾俳句部は兼ねて京大俳句同人井上白文地先生の指導の下に着々と部員の進歩を見て來た。去る四月二十七日新入生歡迎吟行俳句會を箕面方面に行ひ親密を確立してより毎月五回の例會に當月の作品發表或は各俳誌の巻頭句の批評等々に天

六の煤けたる破屋の一隅にスポーツとは
又異なる詩情を満喫しつつある。

而して此處に關西學生俳句聯盟の結成
云爲さるゝに際して先づ六月十九日大阪
外國語學校俳句部との第二回合同俳句大
會を開催す。當日兼題キャンプ、ソーダ
水にて席題日燒、夏草、吾俳句部の先輩
岸風三樓、野村格雨、淺井塔南、綾仁碧
玲子諸氏の應援を得て外語側の指導者雲
母同人朝木奏風先生をはじめ外語先輩並
に部員會する者實に四十餘名の盛會であ
つた。又夏休みをひかへて來學期郷土詩
の發表に大いに期待しつゝ、吟行句會を以
つて第一期の事業を終へる豫定である。

馬術部 (千里山)

關西學生聯盟主催全國學生馬術大會は
五月二十日堺市金岡練兵場に於て開催さ
れ本學は校馬を率ひて參加し左の如き優
秀なる成績を挙げ。

全國大學高專對抗馬術リレー

一等 本學 北中村(後) (中村紋)

二等 本學 中村(紋) 熊田(弟)

自馬速歩競技

自馬連續障礙飛越競技
二等 中村(後) 四等 宮本
自馬單一高度障礙飛越競技
三等 中村(後)
宮馬連續障礙飛越競技
一等 熊田(兄) 二等 北
琴平競技
二等 天見
全日本學生馬術選手權大會大阪地方豫
選及三部學生馬術對抗競技關西側代表選
手豫選は初夏の陽光に燃ゆる六月十日午
前九時より金岡練兵場に於て馬場馬術及
障礙飛越競技に依つて舉行された。本學
は左の如き壓倒的多数の入選者を出し
た。

- 一位 二二二點 中村俊滋
- 二位 二一六點 北 幸司
- 三位 二一一點 熊田紓郎
- 五位 中村紋一郎、六位 龜谷要、七
位 宮本恒夫、十一位 右留清太郎、十
二位 山田喜啓

庭球部

京都ロケットニス俱樂部主催にかゝる
京都オープン庭球トーナメントは六月四
日より開催された。本學より山田、北福

の兩選手が出場その成績は左の如し
ダブルス
第二回戦

山田、北福(本學) 6 | 0 山路、河野(三高)
第三回戦

山田、北福(本學) 4 | 6 新谷小野田(高専)
シングル
第三回戦

山田(本學) 6 | 0 宮尾(同大)

北福(本學) 0 | 6 矢崎(京大O、B)

往年のランフプレーヤ矢崎の返り咲き
見事にして、北福、選手敗退
第四回戦

山田(本學) 7 | 9 一木(同大)

尙同時日に廣島に於て中國男子選手權
大會が開催され本學より藤井、倉光兩選
手單複試合に出場した。

尙夏期第一回合宿練習は徳島に於て七
月下旬より舉行の筈

漕艇部

關西漕艇俱樂部レースに於て本學ニク
ルー優勝す

去る六月十日櫻之宮コースに於て舉行
の關西漕艇俱樂部主催第十三回競漕大會

にフオアー、ヒックス兩クルー出漕し優
勝す。(フオアーチ、ヒックス八百米)
大學高專フオアーシエル

決勝 本學 對 岡山醫大
タイム三分五七秒、艇差七驅身

高專固定席艇

豫選 本學新人 對 京都醫大
決勝 本學新人 對 大阪商大
タイム三分三六秒、艇差一艇身

尙固定席艇は七月二十八、九日の京大
主催高專レース、及九月の選手權レース
に出漕の爲、七月十五日より神崎川艇庫
に於て合宿す。スライディングは八月よ
り九月中旬迄神崎川と瀬田川に於て合宿
練習をなす。

本學漕艇部主催第八回競漕大會

五月二十七日櫻之宮コースに於て開催
し多数クルーの出漕を見、商大のエイト
を最後に大會の幕を閉す。

當日の成績左の如し、コース千米順航

學部 本三對本一 四分三六秒四艇身
豫科 一豫三B對一豫三D 六〃

對部 拳法對親漕會四分五二秒半〃
大學高專エイトシエル

大商大對同大(棄權) 獨漕

大學高專フオーシエル

大商大對龍大 四分二二秒 五艇身

實業團フオーシエル

日生對大林組 四分二〇秒二・五艇身

實業團固定席艇

大株對日生 四分一八秒一・五艇身

高專固定席艇

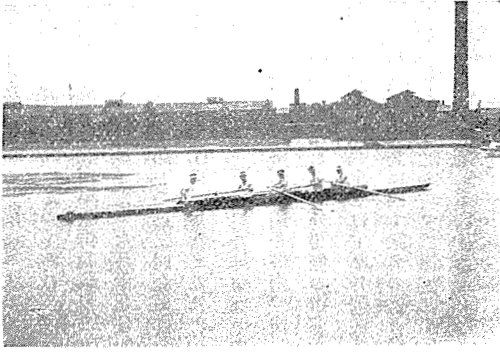
大商大對高商四分三〇秒 四艇身

中等學校固定席艇

御影師甲額對同摩耶團

タイム 四分一三秒 一艇身專

(伊丹君報)



ルエレーアオフの勝優スレーブラク艇西關

山岳部 (専門部第一部)

夏山プラン

第一班 穂高生活(ベース・キャンプ)

潤澤にベースキャンプを張り、此處を

根據地として穂高にて岩登り、ザイル

テクニツクの練習、又雲溪にてスキー

練習

出發 七月十日 歸阪 七月二十日

費用 二十圓迄

リーダー 松村泰吉(商三)

第二班 穂高、槍、常念

穂高生活後槍に到り、小槍、北鎌尾根

にて岩登り練習をなし常念に到る。

出發 七月十日 歸阪 七月二十五日

費用 三十圓

リーダー 西口博二(經二)

尙八月には堀口善嗣(法三)リーダー

となりて高野山より白濱に出るプラ

ンあり。費用 十圓程。

射撃部 (専門部第一部)

關西射撃聯盟春季大會に入賞

本年度最初の試合、關西射撃聯盟春季

大會は五月雨に煙る六月三日城南射場

に於て舉行、雨雲低く垂れて射場暗く最

悪のコンディションである。しかし集る

ものは關西の覇者繪畫専門、全國の雄立

命館大學をはじめ十五校、その中に伍し

て我部よく射ちよく戦ひ、三等に入賞す

優賞 京都繪專 二五六點

二等 立命館大學 二四九點

三等 關大専門部 二三二點

立命館大學定期對抗戦

六月二十四日舉行の本試合は七月十二

日開催される全國高專大會の前哨戦とも

見るべきものである。十時開始、第一回

戦より息づまる様な接戦、第二回又前回

に劣らない大接戦の後、漸く我は凱歌舉

る實に僥倖と云ふべきである。

一回戦(立命館) 二四三點

一回戦(本一學) 二五八點

一回戦(立命館) 二五〇點

一回戦(本一學) 二五五點

尙夏季合宿は、七月二日より九日まで

京都深草に於いて行ふ。來る十二日の全

國高專大會三度優勝の榮冠を目ざして我

等は炎暑と戦ひ猛練習を行ふ。學校諸兄

の變らざる御聲援を乞ふ。

(久保君報)

弓道部 (専門部第一部)

我部は此春以來次の如く各大會で出場

し左記の記録を残す。

風神社奉納競射大會 六月二十七日

府下有段者の諸豪に伍して中島君十八

等芝君二十二等入賞す

高醫記念祭弓道大會 六月三日

中島君良く奮戦して入賞、芝君福田君

は長蛇を逸す

東洋紡績弓道大會 六月十七日

垣岡主將後半コンディション其く九中

にて競射の結果堂々十三等に入賞し、尙

好調であつた白川君は残念な事であつた

(岩村君報)

關大成商會創立

年改まる毎に多數の先輩を校門より送

り、同時に意氣少壯の青年諸君を迎へ唯

孜々として三十有餘年の傳統的精神を忘

れず只管に研鑽の一途を辿り來りし吾々

成器商業出身者が、關西大學内に未だ具

體的なる相互親睦機關を有せざるを遺憾

とし、清水(商三)、大矢(商二)、岩田(商

一)、喜井(商一)、阪本西(法一)の數名發

起の下に關大成商會なるものを組織する

事に決定し、其の創立總會を去る六月二

日午後七時より朝日ビル「本みやけ」に

於て開催した。

當日は發會式並に親睦會として會則、

幹事の選舉其の他の件は次回總會迄保留

する事とし、本會と對する希望、將來の

抱負等を語り、歡談數刻本會の發展を祈

り盛會程に散會した。(大矢君報)

齊藤常三郎氏
 立作太郎著 時局國際法論 昭九
 山名壽三著 國際法論 昭九
 橫田喜三郎著 國際法 (岩波全書) 昭八
 中川善之助著 民法 (岩波全書) 昭八
 勝本正晃著 債權法總論概說 昭七
 勅使河原直三郎著 改正民事訴訟法概論 昭八

九州帝國大學 同 編 九州帝國大學一覽 昭八
 同 同 Kyushu I. U. Calender. 1933-34
 駐日滿洲國公使館 Foreign Department of Manchou-
 uoku Manchoukuo Handbook of Information 1933

滿洲國國務院 同 大滿洲國 慶祝奉天會 昭二
 總務廳 鐵路總局概要 同
 滿洲國鐵路總局 敦化圖們間鐵道の完成
 同 と日滿關係 同
 同 滿洲國有鐵道の現在及
 將來 同

京城帝國大學附屬圖書館
 和漢圖書目錄 第一輯第五冊 昭八
 同 Catalogue of European Books in
 the Keijo I. U. Lib. Vol. II. Part II. C—E

江馬務氏 風俗研究会編 風俗研究 自百四十二號
 至百四十九號 昭七
 建武中興六百年記念會 同編 建武中興 昭八
 近藤記念海事財團 森清著 海商法原論 昭九
 神戸商業大學 同編 神戸商業大學一覽 同
 偕行社 同編 外人の觀たる我が國體 同
 磯部喜一氏 同著 工業政策要論 同
 大阪外國語學校 同編 支那研究 第八號 同
 支那語研究會
 內藤正剛氏 大阪府內務部編
 大阪府會史 第三編 上下卷 昭八
 同著 株式會社定款論 昭九
 西本寬一氏 同著 株式會社定款論 昭九
 京都府立圖書館 京都圖書館和漢圖書分類目錄 全十一冊

名古屋高等商業學校圖書館
 名古屋高等商業學校 和漢書目錄 昭三
 東京市立日比谷圖書館 昭九
 大阪帝國大學 大阪帝國大學圖書追加目錄 同
 附屬圖書館
 九州帝國大學 九州帝國大學圖書目錄 和洋四冊
 附屬圖書館
 日本生命保險會社資料調查課
 和・英・獨・佛保險關係藏書目錄 昭八
 神戶高等工業學校圖書館
 神戶高工一覽 外二冊 昭九
 松江市圖書館 松江市圖書館の乘 同
 和歌山縣立圖書館
 和歌山縣立圖書館月報 他一冊 同
 長野圖書館 縣立長野圖書館藏書目錄 昭四
 同 農村圖書館標準目錄 昭八
 同 兒童室藏書目錄 昭五
 同 信濃郷土資料目錄 昭八
 同 長野圖書館一覽 同

佐賀圖書館 佐賀圖書館和漢圖書分類目錄 昭七
 同 佐賀圖書館一覽 昭八
 海軍兵學校圖書館 海軍和漢圖書分類目錄 昭二
 同 Classified Catalogue of The Foreign
 Book in the Imperial Naval College Lib. 1928
 同 洋書分類目錄編纂解說 同
 茨城縣立圖書館 茨城縣立圖書館要覽 昭七
 橫濱市圖書館 橫濱市圖書館概要
 同 橫濱市圖書館報 自第一號至第六號
 同 橫濱市圖書館增加圖書目錄

東京商科大學附屬圖書館 Katalog der Otto von
 Gierke-Bibliothek in der Handels-Universität
 Tokio. 1930
 大分高等商業學校圖書館 大分高等商業學校圖書分類目錄
 和書 昭三
 洋書 昭七

行啓記念山口圖書館
 行啓記念縣立山口圖書館概覽 昭三
 同 同編 郷土志料目錄 昭四

德島縣立光慶圖書館 德島縣立光慶圖書館 第十六年報 昭八

福岡縣立圖書館 福岡縣立圖書館規則
 同 同編 肥前筑前郷土誌解題 昭八

宮崎縣立圖書館 宮崎縣立宮崎圖書館和漢圖書增加目錄 昭九
 同 巡回文庫圖書目錄 同
 大阪市立圖書館 同編 大阪府立圖書館圖書分類目錄 大・五

同 大阪市立圖書館一覽
 名古屋圖書館 市立名古屋圖書館概要
 同 市立名古屋圖書館增加圖書目錄
 青森縣立圖書館 青森縣立圖書館一覽 昭和七年度

鹿兒島縣立圖書館 鹿兒島縣立圖書館報 昭七
 同 鹿兒島縣立圖書館和漢圖書目錄 昭九

臺灣總督府圖書館 臺灣總督府圖書館概覽 昭八
 同 同和漢圖書分類目錄 臺灣ノ部 大・四

澤野實氏 キング・W・I
 田村市郎譯 統計學要論 昭三
 同 日本評論社編 現代經濟學全集
 第一卷 農業經濟編 同

其 他

野島書店 教科書類 三十六冊
 丸善株式會社 同 二冊
 甲文堂 同 五冊

閱覽人員及貸出冊數

昭和八年度 自昭和八年四月一日 (開館196日)
至昭和九年三月三十一日

科別	専門部				大 大 學 部 豫 及 科	合 計	一 日 平 均
	法 律 學 科	經 濟 學 科	商 業 學 科	文 學 科			
閱覽人員	2.843	438	1.652	492	47	5.472	27.9
貸出冊數	4.918	756	2.913	803	90	9.533	48.6

閱覽圖書分類別

自昭和八年四月一日 (開館196日)
至昭和九年三月三十一日

科 別 分 類 別	専門部				大 大 學 部 豫 及 科	計				
	法律學科		經濟學科				商業學科		文學科	
	和 洋	洋 書	和 洋	洋 書			和 洋	洋 書	和 洋	洋 書
總記	40		15		43		59		10	167
精神科學	251		82		304		104		4	745
歷史科學	70		17		53		57		4	201
政治學	107	1	47		35		2	2	1	192
法律學	3410	2	179		312		27		21	3949
經濟學	305		193	7	682		12		12	1204
社會學	174		58	1	80	1	6		5	323
教育學	140	2	4		76	1	12		2	234
民俗學	2		1		3			1		6
軍事學	2				2		2			6
自然科學	13		7		17					37
工藝學	5		3		27			1		35
產業	3	1	7		17		1		7	35
商業學	20		56		857	7	2		10	945
美術	1				5				2	8
語學	191	12	54	3	218	37	97	35	2	562
文學	150	16	22		182	7	354	29	10	718
計	4884	34	745	11	2913	53	735	68	90	9367
總計	4.918		756		2.913		803		90	9533
閱覽人員	2.843		438		1.652		492		47	5472

購入圖書 (山岡記念文庫)

西宮藤朝著	教育と遺傳	大一三
太田哲三著	商業簿記	昭七
蝦山政道著	日本政治動向論	昭八
田中康一著	詳解獨逸文章論	昭七
伊藤誠輔著	製造管理論	昭五
水口吉藏著	保險法論	昭二
森本富士雄著	日本親族法	大一五
栗田寛著	古語拾遺講義綾威男健齋	昭四
日下部勝美著	疑	昭四
上田萬年外二名編	平田篤胤全集 第九卷	昭八
向井鹿松著	證券市場組織各論	昭二
牧野義智著	支那外交史	大三
大阪朝日新聞社	大阪朝日新聞新刊版 自第六卷第拾號至第六卷第拾貳號	昭八
研究社編	英米文學評傳叢書	
西脇順三郎著	同 ラングラレド	昭八
寺井邦男著	同 リチャードソン	昭八
阿部孝著	同 ゴオルズワアジイ	昭八
大和資雄著	同 クラツプ	昭九
寺西武夫著	同 デイケンズ	昭九
藤井秋夫著	同 シング	昭九
石田憲次共著	同 ジョンスン	昭九
壽岳文章著	同 ブレイク	昭九
鹽谷榮著	同 ヘンリ、デエムズ	昭九
佐山榮太郎著	同 ダン	昭九
瀧山徳三著	同 デイフオウ	昭九
片山俊著	同 ハーデイ	昭九
坪内逍遙譯	新シエクスピア全集	昭九
	デヨン王ベククリーズ	昭九
	エローナ之二紳士	昭九
	リチャード二世	昭九
	附録 シエクスピア入門	昭九
	ジュリヤス、シーザー	昭九
	詩篇 其一	昭九
	ぢやぢや馬馴らし	昭九
	アセンズのタイモン	昭九
	ヘンリイ四世第一部	昭九
	同 第二部	昭九
	寄贈圖書	
齋藤常三郎氏	商行為法	昭六
松本焘治著	手形法	昭三
松本焘治著	此日本民法總則編	昭七
近藤英吉著	債權法總則	昭七
平沼騏一郎著	刑法同意論	昭八
葉清輝著	行政裁判法	昭四
美濃部達吉著	日本行政法原理	昭九
織田萬著	會社法	昭九
岡野敬次郎著	破産法	昭九
加藤正治著	憲法	昭八
山崎又次郎著	憲法	昭八

東都の一校友より

永らく母校に對しては無交渉の狀態を續けてゐるが學報を送つて貰いた時と時折り東京を訪れる運動選手達の雄々しい姿を見ると必ず母校を思ひ君達を考へる。昨日神宮競技場で、僕は久方振りに懐しい「自然の秀麗人の親和」を聴いた、川手、福田、小椋、谷口の諸君による四百メートル纏走優勝の直後にだ。僕は實際感激した、そして久方振りに母校の校旗に對して心からなる敬意を表し、戸山學校軍樂隊の奏する音楽に合して校歌を高唱させて貰つた。實際昨日の關大選手は素晴しかつたメインマストに校旗を擧げること三度、各競技の終了する毎に「關西大學」をアナウンスさせてくれ僕達を狂喜させた。(中略)僕は東京に来てから母校と云ふものはいゝものだと思つた。先般例の極東オリンピックの豫選の爲に野球部が上京した時、

結局豫選は止す事になり、慶應との一戦を行ひ田上、西村兩君が慘々に打ちまくられて僕達に悲憤の涙を吞ました時の事だと思ふが、僕から五六人離れた所に、名前はどうにも思ひ出せないのだが在學中よく顔を見知つてゐる一人の男がゐて、關大が打たれる度にブン／＼云つて憤り、周囲の見る目も氣の毒な程關大の爲に聲援してゐたのを僕は見た、勿論當日は僕も可成りむかついてスタンドから相當怒鳴つたものだが此の光景を見て僕は實に嬉しかつた、是等の事は若し運動部の連中と話す機会があつたら傳へて置いて呉れ給へ、彼等が東京を訪れる度に、何とかして勝たし度い爲に、スタンドに頑張つてゐる多くの校友のあると云ふ事を、勝負は時の運、實力の差で如何ともなし得ないが、スポーツ關大の名譽の爲負けても勝つても堂々とやつて呉れと云ふことを。

編輯餘録

- ▼本誌編輯者遠藤銀氏の辭任に伴ひ本號は不肖編輯の任に當りました。薄學菲才の事とて大方の意に添ふは途尙遠しの感は有りますけれど、先輩諸氏の御教導と御叱正を賜れば幸ひです。
- ▼西村教授の「身元保證法に就いて」は本號で完結致しました。各方面からの多大の御好評と數ヶ月に亘る教授の勞を多謝致します。
- ▼赤羽助教授の「米穀價格公定の歸趨」なる一文は時節柄好讀物と信じます。
- ▼夏期休暇中のプログラムを諸先生に照會致しました處、多數の御回答に接し本誌を飾り得ました事を厚く御禮申上ます。
- ▼橘生の「スポーツ關大」並に輝ける我が陸上競技、水上競技、野球部の捷報は締切期日に間に合はず、次號に廻すの餘儀なきに至りました。寄稿者に特別にお詫び申上ます。
- ▼學生欄投稿多數なるに紙面少なく、掲載不可能のものゝ削文に依り原文を損つたものも有る事を遺憾に存じます。

次號からは諸氏の御期待に背かない様に心掛けます。
(神屋敷)

本紙八月號休刊

例年の如く學報八月號は休刊し九月號は九月十五日に發行す

原稿募集

校友欄並に學生欄の原稿募集
次回九月號投稿締切は八月二十八日、
原稿用紙、八百字以内

大正十一年六月十五日創刊
昭和九年七月二十日印刷
昭和九年七月廿二日發行

大阪府東淀川區長橋中區二丁目十二番地
關西大學學報局
編輯兼 神屋敷 民藏
印刷者 谷口 春雄
印刷所 谷口印刷所
發行所 關西大學學報局
大阪府東淀川區長橋中區
天六學舎 關西大學
電話 堀川一三九
電話 堀川一三九
電話 堀川一三九
電話 堀川一三九
電話 堀川一三九

千上山學舎 關西大學
大阪府外千上山
電話 堀川一三九
電話 堀川一三九
電話 堀川一三九
電話 堀川一三九

校友會員名簿について

校友會員名簿は基金拂込者に限り配付することになつて居ります
未だ御申込なき方は左欄申込書により基金御拂込願ひます。

昭和九年七月

關西大學學報局

申 込 書

No. _____

一金 參圓也 校友會名簿基金

右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報局御中

明治
昭和

年 學部
專門部

科卒業

一、勤務先

一、現住所

本學學報は維持費年額壹圓にて頒布致して居ります。校友各位に
於いて購讀希望の方竝に維持費切れの方は左欄申込書により維持
費御拂込を願ひます。

關西大學學報局

學報申込書

No. _____

一金 圓也 但學報 年分(自昭和 年年 月) 維持費

右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報局御中

明治
昭和

年 學部
專門部

科卒業

一、勤務先

一、現住所

拂込方法 振替貯金、郵便爲替

(不用の文字を抹消して下さい)

補

缺

募

集

關西大學專門部

法律學科

第二部 經濟學科

商業學科

(夜間授業)

各
第一學年 若干名

◆ 志願者心得

出願期日 八月十日ヨリ八月三十一日迄

試験期日 九月二日(日曜日)

(詳細ハ返信封入照會ノコト)

大阪市東淀川區長柄中通

關西大學

電話堀川(一七〇八三〇九)

新刊

關西大學助教授 森川太郎著 ◆ ◆

金融經濟總論

菊版上製五〇〇頁 定價三圓六十錢 送料二四錢

本書は貨幣金融の研究に於て令聞ある著者が、貨幣流通の中樞的過程たる金融機構を分析し、流通途上に惹起す經濟的諸現象を體系的に論述されたものにして、蓋し視野の廣さと分析の深さは行文の明確と相俟つて無限の興味と示唆を與へるであらう。

今や實際界に於て貨幣金融に關する諸種の建設的政策の基本となる新しき貨幣金融論の體系樹立が急がれてゐる。此秋！従來行はれたる金融經濟論の全般的書換を企圖せる本書の出現は斯學の研究者にとつて最大の收穫と云はねばならぬ。

◆駿臺新報評 貨幣的要素の意義と作用とを闡明しようと試みたのが本書である。即ち金融が貨幣を通じて財貨の世界に如何に作用するかの様相を諸般に亘つて考察したものであるが爲、單なる金融論乃至經濟論に限定されたものでなしに金融なる流通の行はるゝ機構分析の考察を廣く流通經濟の全部面に及ぼしてゐる。従つて本書は又流通經濟論とも見做される。要するに本書は金融機構の分析に出發してその運営が作用するところを詳述し、更にこれ等と一般經濟との相互關係並にその經濟的意義を明かにしてゐる。

◆東洋經濟新報評 従來行はれたる多くの金融論が貨幣・金融に關する諸問題の單なる個別的なる取扱に終始し、それ等諸問題の有機的な關聯の敘述に努力少なき點を本書により充足しようと努力されたものである。(中略)新境地の開拓に努力せる學徒の勞作として一讀に値しやう。

◆神戸商大新聞評 (前略)本書は貨幣經濟の意義、貨幣流通の定型、社會的金融機構を始め、貨幣の創出、資本の形成を論究し、更に貨幣現象たる物價、金利の諸作用を明かにし、また産業流通と金融流通、景氣循環と金融機構との關係を述べ、最後に信用統制の歸趨を以て結んでゐる。文章又平易簡明にして、而も貨幣流通の全過程を組織的具體的に論究解明したのは本書のもう一つの特色といひ得られる。

最新の金融經濟理論として
俄然學界の問題となす

關西大學學報 第百二十一號 (昭和九年七月二十二日發行)

發行書

大東市向島區寺島三ノ町
大東市住吉區杉木町
大阪府長崎區長崎町
關東前大商
前大關

甲文堂書店

大阪二五二〇番
東京三七八二番
替振